令和元年第５回　飯塚市議会会議録第６号

　令和元年１２月１９日（木曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第１４日　　１２月１９日（木曜日）

第１　常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第１２９号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第４号）

（２）議案第１４３号　地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（３）議案第１４４号　飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関
する条例の一部を改正する条例

（４）議案第１４５号　飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の
一部を改正する条例

（５）議案第１４６号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例

（６）議案第１４７号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（７）議案第１４９号　飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

（８）議案第１５０号　変更契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）

（９）議案第１５２号　土地の処分（大分小学校跡地）

（10）議案第１６１号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）

（11）議案第１６５号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第５号）

（12）議案第１６６号　令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

（13）議案第１６７号　令和元年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第３号）

（14）議案第１６８号　令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

（15）議案第１６９号　令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第３号）

（16）議案第１７０号　令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第３号）

（17）議案第１７１号　令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第２号）

（18）議案第１７２号　令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）

（19）議案第１７３号　令和元年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第２号）

（20）議案第１７４号　令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第２号）

（21）議案第１７５号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（22）議案第１７７号　契約の締結（飯塚市新地方卸売市場整備工事）

２　福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第１３１号　令和元年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第２号）

（２）議案第１３９号　令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）

（３）議案第１５１号　土地の取得（目尾炭坑跡敷）

（４）議案第１７６号　飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（５）議案第１７８号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（個人情報流
出事故）

３　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第１３０号　令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

（２）議案第１３２号　令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

（３）議案第１３８号　令和元年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第１号）

（４）議案第１５３号　訴えの提起（旧頴田体育館敷の所有権確認請求）

（５）議案第１５４号　訴えの提起（旧頴田武道館敷の所有権確認請求）

（６）議案第１５５号　訴えの提起（頴田野球場敷の所有権確認請求）

（７）議案第１５６号　訴えの提起（旧頴田市民プール敷の所有権確認請求）

（８）議案第１５７号　訴えの提起（頴田グラウンド敷の所有権移転登記手続請求）

（９）議案第１５８号　訴えの提起（旧頴田体育館敷の所有権移転登記手続請求）

（10）議案第１５９号　訴えの提起（頴田野球場敷の所有権移転登記手続請求）

（11）議案第１６０号　訴えの提起（頴田野球場敷の所有権移転登記手続請求）

（12）議案第１６２号　指定管理者の指定（飯塚市体育施設）

（13）議案第１６３号　指定管理者の指定（飯塚市健幸プラザ）

４　経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第１３３号　令和元年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第１号）

（２）議案第１３４号　令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）

（３）議案第１３５号　令和元年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

（４）議案第１３６号　令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第２号）

（５）議案第１３７号　令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）

（６）議案第１４０号　令和元年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）

（７）議案第１４１号　令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第１号）

（８）議案第１４２号　令和元年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第１号）

（９）議案第１４８号　飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例

（10）議案第１６４号　市道路線の認定

第２　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議員提出議案第１０号　飯塚市議会基本条例

２　議員提出議案第１１号　「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を
求める意見書の提出

３　議員提出議案第１２号　令和元年台風１９号等からの復旧・復興に向けた対策を
求める意見書の提出

４　議員提出議案第１３号　女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意
見書の提出

第３　報告事項の説明、質疑

１　報告第３２号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定
めること及びこれに伴う和解）

２　報告第３３号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及び
これに伴う和解）

第４　署名議員の指名

第５ 閉　会

○会議に付した事件

第１　常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第１２９号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第４号）

（２）議案第１４３号　地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（３）議案第１４４号　飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関
する条例の一部を改正する条例

（４）議案第１４５号　飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の
一部を改正する条例

（５）議案第１４６号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例

（６）議案第１４７号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（７）議案第１４９号　飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

（８）議案第１５０号　変更契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）

（９）議案第１５２号　土地の処分（大分小学校跡地）

（10）議案第１６１号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）

（11）議案第１６５号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第５号）

（12）議案第１６６号　令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

（13）議案第１６７号　令和元年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第３号）

（14）議案第１６８号　令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

（15）議案第１６９号　令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第３号）

（16）議案第１７０号　令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第３号）

（17）議案第１７１号　令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第２号）

（18）議案第１７２号　令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）

（19）議案第１７３号　令和元年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第２号）

（20）議案第１７４号　令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第２号）

（21）議案第１７５号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（22）議案第１７７号　契約の締結（飯塚市新地方卸売市場整備工事）

２　福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第１３１号　令和元年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第２号）

（２）議案第１３９号　令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）

（３）議案第１５１号　土地の取得（目尾炭坑跡敷）

（４）議案第１７６号　飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（５）議案第１７８号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（個人情報流
出事故）

３　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第１３０号　令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

（２）議案第１３２号　令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

（３）議案第１３８号　令和元年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第１号）

（４）議案第１５３号　訴えの提起（旧頴田体育館敷の所有権確認請求）

（５）議案第１５４号　訴えの提起（旧頴田武道館敷の所有権確認請求）

（６）議案第１５５号　訴えの提起（頴田野球場敷の所有権確認請求）

（７）議案第１５６号　訴えの提起（旧頴田市民プール敷の所有権確認請求）

（８）議案第１５７号　訴えの提起（頴田グラウンド敷の所有権移転登記手続請求）

（９）議案第１５８号　訴えの提起（旧頴田体育館敷の所有権移転登記手続請求）

（10）議案第１５９号　訴えの提起（頴田野球場敷の所有権移転登記手続請求）

（11）議案第１６０号　訴えの提起（頴田野球場敷の所有権移転登記手続請求）

（12）議案第１６２号　指定管理者の指定（飯塚市体育施設）

（13）議案第１６３号　指定管理者の指定（飯塚市健幸プラザ）

４　経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第１３３号　令和元年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第１号）

（２）議案第１３４号　令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）

（３）議案第１３５号　令和元年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

（４）議案第１３６号　令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第２号）

（５）議案第１３７号　令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）

（６）議案第１４０号　令和元年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）

（７）議案第１４１号　令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第１号）

（８）議案第１４２号　令和元年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第１号）

（９）議案第１４８号　飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例

（10）議案第１６４号　市道路線の認定

第２　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議員提出議案第１０号　飯塚市議会基本条例

第３　報告事項の説明、質疑

１　報告第３２号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定
めること及びこれに伴う和解）

２　報告第３３号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及び
これに伴う和解）

第４　川上直喜議員に対する懲罰動議

第５　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議員提出議案第１１号　「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書の提出

２　議員提出議案第１２号　令和元年台風１９号等からの復旧・復興に向けた対策を
求める意見書の提出

３　議員提出議案第１３号　女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意
見書の提出

第６　署名議員の指名

第７ 閉　会

○議長（上野伸五）

　これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第１２９号」から「議案第１７８号」までの５０件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。２３番　瀬戸　光議員。

○２３番（瀬戸　光）

　総務委員会に付託を受けました議案２２件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第１２９号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第４号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、民生費、扶助費について、減額した理由は何かということについては、本年８月の実績に基づき補正したものであるが、１年間で受給世帯１４３世帯、受給者数３１２人、保護率にして２．１％の減少となったためであるという答弁であります。

次に、保護率が減少した要因は何かということについては、保護開始件数が減少しており、多少なりとも景気回復による雇用情勢の好転が関連していると考えられる。一方で、保護廃止件数が増加しているが、一番の理由は高齢者の死亡である。また、保護者一人一人の状況を詳細に調査することによって、就労支援事業の活用等により就労し、収入が増加した世帯の自立や、他法を活用した生活費軽減による自立での保護廃止が増加しており、廃止件数の大幅な増加につながっていると分析しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１４３号　地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」、「議案第１４４号　飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第１４５号　飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」、「議案第１４６号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第１４７号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第１４９号　飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」、以上６件については、それぞれ執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１５０号　変更契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）」については、執行部から、議案書及び提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、くい工事において暗渠排水管を損傷したということであるが、図面で確認できなかったのかということについては、庄内町が国から引き継いだ平成１５年当時から図面等の確認が取れず、現地調査についても行っていなかったという答弁であります。

次に、工事費用を市と施工業者で按分しているが、契約ではどのように規定しているのかということについては、工事約款第２４条、「請負代金の変更については、発注者と受注者が協議して定める。」という規定に基づき、今回、双方の負担割合等について協議したものであるという答弁であります。

次に、施工業者との協議は、市内部のみで対応したものなのかということについては、地下埋設管の損傷に係る発注者及び受注者の瑕疵について、市顧問弁護士に相談した上で協議したものであるという答弁であります。

次に、市の顧問弁護士に相談した上で、工事費用の負担割合を協議したとのことであるが、弁護士によって見解が異なることもあるのではないかということについては、委員からの指摘を受けて、ほかの弁護士にも意見を求めたところ、市から施工区域に関する情報提供や施工図等を提示していないことから、発注者と受注者が協議して瑕疵割合を決定すべきとの見解であった。今後、市としても複数の弁護士に相談できるような体制を整えて、複雑な案件に対しては、適宜、双方に相談をしながら検討していきたいという答弁であります。

次に、変更前の工事契約においては、コテージ５棟のくい・基礎工事の直接工事費は１７７４万６９４０円であり、１棟当たり約３５０万円であるが、今回の変更ではそのうち１棟の基礎を１メートル２０センチ広げるなどの内容で、４７０万円という積算は適正なのかということについては、当初の設計は５棟を一度に施工した金額であり、１棟当たりの資機材は割安となるが、今回は施工費のほか、一旦作業を中断したことにより資機材を再手配するなどの費用が５等分できず、結果として割高になったものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、顧問弁護士に相談を行いながら事務を進めたことは適正であると考える。また、工事費の内訳についても一定の理解をしており、今後さらに現場との意思疎通や協議を行い、来年４月のオープンに向けて事業を進めていただきたいことから本案に賛成するという意見や、詳しくは本会議で述べるが、工事に係る瑕疵と金額について明確にされておらず、その判断ができないため本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１５２号　土地の処分（大分小学校跡地）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「大分小学校跡地の不動産鑑定業務委託の入札における談合の有無」については、不自然な入札や談合情報もなく、入札は適正に行われているという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、市が示した当該土地の入札における売却予定最低価格が５千万円と、切りのいい数字になっているが、どのように算出した金額なのかということについては、不動産鑑定において示された評価額に基づくもので、平米単価に面積を掛けたものであるが、端数は整理して評価されているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１６１号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、代車費用が４２万円と高額になっているが、その理由は何かということについては、修理箇所に関する協議が長引き、代車の使用日数が８１日間となったためであるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１６５号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第５号）」、「議案第１６６号　令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１６７号　令和元年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第３号）」、「議案第１６８号　令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１６９号　令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第３号）」、「議案第１７０号　令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第３号）」、「議案第１７１号　令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１７２号　令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１７３号　令和元年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第２号）」、「議案第１７４号　令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第２号）」及び「議案第１７５号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、以上１１件については、関連があるため一括議題とし、執行部から補正予算書及び追加議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１７７号　契約の締結（飯塚市新地方卸売市場整備工事）」については、執行部から、追加議案書及び提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「事業者選定の審査について、経過を含めて妥当かどうか」ということについては、飯塚市新地方卸売市場整備事業者選定に関する報告書の資料提出並びに補足説明がなされました。

次に、「委員会において市から市場の事業計画書の提出を受け、卸売市場関係者がきちんと入場してスタートする環境であるか確認すべきではないか」ということについては、使用料について、各卸売会社と買受人等の状況がそれぞれ異なり、個別に基本設計をベースに協議しているが、今回の事業費圧縮効果により使用料を再度算出し、協議していきたいという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、基本設計において示されていた金額から大きく減額となっているが、その要因は何かということについては、設計と施工を一体とし、コスト削減について、機能や品質の向上を図る提案が技術提案に盛り込まれるように事業者募集を行ったことで、参加者からテーマに沿って提案がなされ、大きく減額となったものであるという答弁であります。

次に、事業計画については、以前、議会に対して早い段階で示すと説明していたが、いまだ示されていない。いつになったら示すのかということについては、工事に着手する来年４月までには議会に示したいという答弁であります。

次に、卸売会社であるファーマインド新筑豊青果株式会社より飯塚市長宛てに、設計内容等に関して協議の機会を設けることを求める要請書が提出されているが、どのように対応するのかということについては、対応が難しいと考える内容もあるが、地域活性化や次の時代に対応できるといった観点から関係者と協議していきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　「議案第１７７号　契約の締結（飯塚市新地方卸売市場整備工事）」についてお聞きいたします。

まず、委員会付託の際に審査要望していた選定過程の審査についてお聞きいたします。付託の際に質疑で、仮契約の相手方である株式会社サンコービルド筑豊支店よりも、次点であった大和ハウス工業株式会社福岡支店の提案金額のほうが安価であったことは明らかにされました。そのことを受け、選定過程が妥当であったか確認していただきたいと、審査要望をしていました。資料として提出されている飯塚市新地方卸売市場整備事業者選定に関する報告書では、提案価格評価の配点が１７５点に対し、仮契約の相手方である株式会社サンコービルド筑豊支店の評価は１１２．１４点、対して、次点だった大和ハウス工業株式会社福岡支店の評価は１４０点と大きく差がついています。契約金額から株式会社サンコービルド筑豊支店の提案は、３１億５８１０万円であると推察されますが、大和ハウス工業株式会社福岡支店の提案金額は幾らであったのかを確認する質疑があったのか、あれば、提案金額が幾らであったのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　２３番　瀬戸　光議員。

○２３番（瀬戸　光）

　そのような質疑はあっておりません。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　それでは、この点数差を埋めるだけの理由があるかを確認する質疑があったのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　２３番　瀬戸　光議員。

○２３番（瀬戸　光）

　あっておりません。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　もう１点審査要望しておりました。それは、この議案が通りましたら、実際に建設工事がスタートになって、ある意味引き返せないところに進んでしまいます。総務委員会の審査の中では、事業計画書の提案を受け、きちんと業者さんが入ってスタートができる環境が整うことを確認していただきたい。何より４０年という長期にわたって使っていただくことを前提としての使用料算定となるとお聞きしております。つくったはいいけれど、業者さんが入らなかったということがないように、また、もしくは入ったんだけれど、早期に撤退してしまったということがないようにしていただかなくてはなりませんので、その点について十分に先方の意思確認をしていただきたいと述べていました。まず、以前より求めていた、６月議会の予算増額の審議の際に、早期に提出するとしていた収支計画を含む事業計画書は提出されたのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　２３番　瀬戸　光議員。

○２３番（瀬戸　光）

　提出されておりません。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　次に、業者が入らなかったということがないように、また入ったとしても早期に撤退してしまったということがないように、市場関係者の意思確認をしていただきたいと述べていましたが、その意思確認はどのようにされたのか、それともされなかったのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　２３番　瀬戸　光議員。

○２３番（瀬戸　光）

　意思確認はされておりません。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　次に、委員会審議の中で、青果の卸売会社であるファーマインド新筑豊青果株式会社より要請書が提出されています。この要請書は、議会資料の中にもう既に配付されておりますが、この要請書では、今までの経過を紹介した上で、「しかしながら、卸売市場を取り巻く事業環境は、移転計画が始まった２０１７年当時の予測を遥かに超え、急速に厳しさを増す事態となっております。」として、幾つかの環境の変化を述べた上で、「このような急激な環境変化に直面する中で、今の市場機能の延長線上だけで想定してきた現行の基本設計では、確実に淘汰され、多額の市税を投入した市場設備そのものが負の遺産になることは容易に想像いただけるものと思います。」と書かれています。この「今の市場機能の延長線上だけで想定してきた現行の基本設計では、確実に淘汰され、多額の市税を投入した市場設備そのものが負の遺産になることは容易に想像いただけるものと思います。」という点について、これはどのようなことなのか、市側の考えや市場側の考えを確認する質疑はあったのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　２３番　瀬戸　光議員。

○２３番（瀬戸　光）

　そのような質疑はあっておりません。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　同じく要請書では、現行の基本設計では、多額の市税等を投入した市場設備そのものが負の遺産になることが容易に想像いただけるものと思いますと、現行の基本設計にだめ出しをした上で、会社としての打開策として４点を示されています。その上で、「係る状況の下、現計画案で実施設計が進み、結果として今後の市場運営ができないと判断した暁には、弊社と致しましては移転市場への入場が困難となります。」と述べられています。この部分に関して、これはどのようなことなのか、市側の考えや市場側の考えを確認する質疑があったのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　２３番　瀬戸　光議員。

○２３番（瀬戸　光）

　そのような質疑はあっておりません。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち、「議案第１２９号」、「議案第１５０号」、「議案第１５２号」及び「議案第１７７号」の４件について反対、そのほかの議案１８件については賛成するものであります。そのうちの幾つかについて討論を行います。

　反対する議案のうち、まず、「２０１９年度飯塚市一般会計補正予算（第４号）」について述べます。

　補正予算書、１２１ページの旧伊藤伝右衛門邸管理運営事業費のうち、受付等業務委託料の５８万６千円の減額補正については、不愉快で不透明な経過が見られます。この委託は、飯塚市教育文化振興事業団への随意契約で、当初予算は受付５人体制を見込んだものであります。その５人のうちの１人を旧伊藤伝右衛門邸でのイベント対策のための嘱託職員にするとし、その給料の財源を捻出するとして委託料を５人体制から４人体制に相当する額に減額し、それによって浮いた財源から流用したことが、本会議での議案質疑で明らかになりました。この問題のポイントの１は、当初予算で５人体制で行うとした受付等業務を４人体制に縮小するまともな理由が見当たらないことであります。ポイントの２は、国と市が指定する文化財の保存と活用に当たり、５人のうちの１人を、学芸員資格を持たないのに、イベント対策のためとして急遽採用する必要性の合理的な説明ができないことであります。ポイントの３は、この変更の意思決定に第三者の介入がなかったか不透明感がつきまとうこと。このような課題が指摘される委託料の流用及び減額補正は認められないのであります。

　補正予算書１２８ページの債務負担行為に関する調書のうち、路線価格評定委託料についてであります。これは２０２１年度の固定資産評価がえのための基礎資料づくりの一環として、用途地区、状況類似地区、標準宅地の見直しを行い、土地の固定資産税の評価に必要となる路線価格を決めるものとの説明であります。委託先は随意契約ではなく指名競争入札ですが、今回受注の大和不動産鑑定株式会社九州支社は、１市４町合併後、２００７年、２０１０年、２０１３年、２０１６年、そして今回、２０１９年と５回連続、旧飯塚市でも受注しています。この点について市が何らの関心も示さず、調査もしないため、この債務負担行為は認めることができません。

　次は、「庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事」にかかわる変更契約の締結についてであります。筑豊ハイツは市民が親しめる温泉浴場があり、おいしい食事が楽しめ、宿泊研修もできる。庶民のためになくてはならない地域の共有財産でした。本来、この機能を存続させる再整備が求められるところです。ところが、片峯市長は南アフリカ車いすテニス選手団のためのバリアフリーの宿泊施設が１０部屋分不足する。東京パラリンピックまで時間がないので、ＤＢＯ、デザイン・ビルド・オペレーションという新しい整備方式を採用するなど、二転三転を繰り返した末、プロポーザル方式で株式会社ソニックスポーツを代表とするグループ事業者と基本協定を結んだのです。その計画は、市民が気軽に楽しめる温泉浴場を廃止するなど、これまでの筑豊ハイツの庶民的なよさを全て排除し、リゾート施設として、障がいのある人にとって緊急時避難に不安が残る宿泊棟とともに、コテージ棟を来年４月にオープンしようとするもので、残る工期は３カ月ということで、大慌てで工事が進んできたわけであります。市議会の多数派は、このような工事先にありと言わざるを得ないものを共同して推進した経過があります。この工事を請け負ったのが、飯塚市潤野１１３３番地６、資本金５千万円、社員１０人ほどとされる九特興業株式会社であります。幸袋小中一貫校の建設を受注したものの、工事が停滞し、工期内に完成できない事態に陥りましたが、飯塚市が地盤に関する情報を適切に提供していなかったことを理由に工期の延長を認めたために、指名停止を免れた実績があります。この九特興業株式会社の請負金額は１２億５１２８万８千円で、入札なしの随意契約であります。今回、排水管損壊行為を実行した三誠という下請会社がどの程度の能力を持つ会社かわかりませんが、全体として、本当に適切な施工能力を持っているかの疑問がつきまとうわけであります。市の工事予算額は１３億５７００万円、これに対し、契約額は１３億１１０９万８４００円です。今年度予算から契約額を引いた４５９０万１６００円が、予算上はいろんなことに対応できるお金ということになります。こうした中で市が管理する地下５メートルの排水管が九特興業株式会社の指揮する工事によって壊されたわけです。市が損害を受けた排水管の補修費用及び九特興業がやり直さなければならない工事費用として、１０９７万１４００円を追加でいただきたい。追加であげましょう。その財源は先ほど指摘いたしました４５９０万１６００円であります。このお金は、九特興業が市の排水管を壊さなければ、来年度には市民の福祉のために使うことができるお金であります。今回の変更契約のポイントの１は、今回の排水管損壊は九特興業が通常求められる工事施工水準をもって施工を行えば起こらなかったことであります。議案質疑では、初めの答弁では現場のほうからも確認はしている。かたいれきだと思い、掘削していた。その部分については協議の中で聞き取り等を含めて確認をしているとのことでありました。ところが次には、当初事業者は転石と判断し、確認申請どおりに推進を図ろうと事業を実施したと聞いたとの答弁であります。そこで私が転石とは何か、なぜそれを判断したのか、ちょっと教えてくださいと質問したところ、私が聞いている内容が違うのかどうか、私が間違っているかもわかりませんけれども、話と違うからなどの発言による動議が出される中、とうとう私の質問に対しては答弁がありませんでした。ここのところが重要です。かたいれきか、転石か、それとも３０センチメートルの厚さのあるコンクリートか、慎重に仕事を進める能力がなかったのか、強固な意志で貫通させたのか、その丁寧な調査が市によっては行われておりません。市はいまだに、現場監督は現場にいたのかという質問を九特興業株式会社にする意思を見せないのであります。

　ポイントの２は、排水管損壊という損害を受けた市が、損害賠償請求の決意を放棄したことであります。

　ポイントの３は、この背景の１つに、東京パラリンピック選手団強化合宿にかかわって、工期の期限が迫って来たことがあるわけであります。

　ポイントの４は、この背景の２つ目として、予算総額１３億５７００万円に対する使い残し、約４５００万円の予算上の財源があったことが挙げられます。

　ポイントの５は、この背景の３つ目として、工事請負の九特興業株式会社が競争入札ではなく、随意契約によって何の競争もなく、巨額の受注をしたことがあります。つまり、庶民のための筑豊ハイツをどのように再整備すべきか、市民としっかり協働して検討すべきところだったのに、２０１７年１月、当時の市長と副市長がかけマージャン事件によって辞職を表明し、出直し市長選挙が急浮上した中で、当時の片峯教育長が当時の丸川珠代東京オリンピック・パラリンピック担当大臣と福岡で面会し、南アフリカ車いすテニス選手団の強化合宿地を提案されたことが次の展開だったのであります。その後、紆余曲折を経て、市民のための余暇施設づくりというよりは、選手団のためのバリアフリーの宿泊施設が１０部屋不足するのを何とかしなければならないと、議会多数派からも要求が上がる中、温泉浴場は廃止、スポーツ・リゾート施設づくりへ大きくかじが切られたのであります。その中で、特定の業者がプロポーザルとはいえ、競争入札もなく随意契約で受注し、工事が迫る中で排水管損壊行為を行ったが、予算上使い残したお金が約４５００万円あるという背景のもとで、繰り返しになりますが、工期が迫る中で、過失責任について協議を行えば、継続すれば、圧倒的に不利な本市が４月オープンに間に合わせるためだけを考えたのが、先ほどから言います損害賠償請求の放棄と原状回復と工事のやり直しのためのお金を追加で投げ渡そうとするのが今回議案であります。私は、このように市民の税金を使うのを議会が認めれば、議会が監視とチェックのやる気と能力を、再び市民によって問われるわけであります。したがって、私は今回議案について反対するものであります。

　次に、大分小学校跡地をＷＩＬＬハウジングに予定価格５千万円に対し９１１０万円で売却する土地の処分は、第１に、造成工事が終わればいつでも転売ができるものですが、転売禁止の条件をつける慎重さが必要であります。

第２は、予定価格の設定に必要な鑑定評価を求める業者の選考及び鑑定評価に対する疑問に対して、市は適切な調査検討を行うべきであります。

最後に、「飯塚市新地方卸売市場整備工事」の契約の締結は、総事業費１０億円増と減の紆余曲折を経た３１億５８１０万円への増大について、市民と関係業者の共感が得られたとは考えられないこと。移転先の交通アクセス、地盤調査に不安があり、立地調査が不十分と考えられること。さらに、使用料など、関係業者の不安を払拭しきれないこともあり、このまま同意するわけにはいきません。

賛成する議案のうち、市のフルタイムの非常勤職員に公務災害補償制度の規定を盛り込む市条例の一部改正は、全国的にはこれがない場合、補償の申請が認められないケースもあり、問題となっていました。北九州市の非常勤職員がパワハラを受け、退職後に自殺した公務災害への補償を申請できなかった遺族が、総務大臣に改善を要求する中、総務省が全国の自治体に条例改正を促す通知を出した経過があります。総務省は２０２０年４月から導入の地方自治体の会計年度任用職員制度に必要な財政措置について、今後、調査を行う予定であり、その結果を踏まえて、しっかり検討していくとしています。一方、この制度は自治体の非常勤職員に一時金の支払いを可能にしますが、政府の財政措置は確保されていません。また、会計年度単位で、いわば首切り自由の無権利職員が増大する危惧もあります。最後に、総務省は同制度導入に伴う費用負担増のみを理由とする業務の民間委託や雇いどめは、法改正の趣旨に沿わないとしていることを紹介しておきたいと思います。

　以上で私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　「議案第１５０号」に反対の立場から討論いたします。

御承知のとおり、この案件は筑豊ハイツの再整備において既存暗渠の排水管を損傷させたことに伴い、その復旧工事代金並びに損傷に伴うくい・基礎工事の変更増工代金を支払うために、契約額を増額変更するものであります。この案件は総務委員会に付託されまして審議いたしました。一度、結果的には全会一致で継続審査にいたしました。継続審査にした内容としましては、主な理由として、今回の事故に伴う工事増加代金の原因並びに瑕疵についてであります。瑕疵についての比率がおかしいのではないか。納得できない。再度審議して、検討し直すべきではないかということで、継続審査にしました。

瑕疵なんですけれども、設計段階においての瑕疵です。まずは、もともと目視できるコンクリートますが２カ所ありました。このコンクリートますを確認したときに、そのほかは暗渠です。土の中に潜っております。ただし、この暗渠の存在は、飯塚市側も、施工事業者側も、もちろん事業者側の設計事務所も確認できておりました。暗渠の排水管があるという存在はわかっていたわけです。そうであれば、基本的に事前調査、もう皆さん御存じのとおり、事前調査しなければいけません。暗渠で目に見えないんですから、その地中の中の排水管はどこを通っているのか、一応予測いたします。予測した上で工事に入るわけですけれども、特にこの暗渠排水の近くに予定するコテージ、コテージの基礎が、暗渠があるであろうというところに接近しております。そういう接近した場合に、次の瑕疵なんですけれども、施工側の瑕疵です。近くを通っているであろうという予測の上で施工する場合、表面上の工事であれば、暗渠を損傷する心配はないから大丈夫なんですけれども、そこにくいを打つわけです。１０メートルの鋼管ぐいを打つんです。打つ以上は、注意しながら掘っていくのが当たり前のことであります。下請の施工業者三誠さん、かなりの本数を、全国的にくい工事をやっております。信頼のもとでくい工事、くい芯を出して工事を始めたはずなんです。約５メートル地点で、１０メートルのくいを打たなければいけない５メートル地点で、異常なＮ値が出たはずです。ということは、委員会では、転石、石と判断したということでしたけれども、実質上は石と判断した判断ミスがあるのではないかということです。当然、ここはボーリング調査をやっております。５カ所やっております。解体するべき本館の場所を３カ所ですか。コテージを建てる場所を２カ所やっております。総額５００万円です。ざっくり１本ボーリング調査を約１００万円としても、２００万円のお金をかけて、コテージの建設予定地のボーリング調査をやっております。そこで、柱状図、ボーリングデータを現場は持っていたはずなんです。５メートル地点でＮ値が異常発生すれば、柱状図、ボーリングデータと照らし合わせながら、何かあるということで、一旦工事をストップするのが本来の施工です。機械をとめ、現場監督、常駐しているであろう代理人、もしくは設計事務所に判断を仰ぐ。それを怠ったということです。設計で事前に調査をしなかった瑕疵、施工中とめるべき工事をとめず、そのまま石と判断して、コンクリート厚が３０センチメートル以上ある防護コンクリートを貫通するまでそのまま続けながら掘ってしまったと。そういった瑕疵が見られます。結局、ボーリングデータを無視して掘り続け、コンクリートますを損傷させて、ボーリングデータにかかったお金は無駄になったということです。このような設計段階でのミスと施工段階でのミスが重なり、排水管を傷つけたものであります。それなのになぜ本市が責任を負わなければならないのかということで、継続審査といたしました。

ちょっと簡単に具体的に説明しますが、傷つけた暗渠排水管の補修工事と、傷つけたんですけど、それを復旧します。その後にまたコテージの基礎をつくり直す。２つの工事金が委員会で示されました。暗渠排水管の補修工事、全体で８３３万６４００円かかっております。このうち瑕疵の按分で、本市飯塚市が５００万円、事業者側が約３００万円、６対４です。ますを傷つけた瑕疵は、本市が約５００万円、傷つけた側が約３００万円というような比率になっております。なおかつ、もう一方、傷つけたんで、新たに補修した上で基礎をつくるに当たり、６本あるんです。そのうちの１本が、くいがだめになったということで、３本くいを増工しております。１メートル２０センチ、ベース幅を広げて、新しく増しコン、基礎を大きくしました。その金額が５８９万８７００円。これは予定になかったということで、全額飯塚市が負担しております。もともとの基本の基礎よりも２０％基礎が大きくなったんです。ベタ割りしますと、１カ所３５０万円かかる基礎が２０％増すことによって、約５９０万円近くまたお金を投じないとその基礎が完成しないということです。これはＤＢＯ方式ですから、基本的には設計施工を責任において行ってくださいと。そしてしっかりと納品してくださいということです。そういう工事の発注において、瑕疵の比率がおかしいと私は考えております。また過失はちょっと置いといて、金額です。この請求されている金額が正しいかどうかについて議論いたしました。そこで、今回の増額する額の明細を示してくれということを執行部にお願いいたしましたが、答えは非公開と。教えることができないということでありました。じゃあ次に金額を外したところでいいと。黒塗りで構わないので、工種別の明細、作業項目、明細等を示していただけないかということを要求いたしましたが、これも非公開ということです。要するに、議会にチェックしていただいて、承認いただきたいという提案側の執行部側が、内訳は教えないと。この金額ですから賛同してください。でも中身は教えることができませんというようなことで審議させられました。ちなみに、自分の家を建てていて、追加工事が出た。請求されました、工務店から。内訳を教えてよ。いや内訳は教えられません。とにかくこれを払ってください。それは納得いかないということです。今後の工事においても、そういう非公開はやめるべきではないかと。承認をもらう以上は、しっかりと明細を示し、金額を示し、議会でチェックして、うん、これだと間違いないというところで、私は承認したいと。非公開ですよ。何も見せてくれない。約１千万円払います。どうでしょうか。でも中身はお知らせできません。これはちょっと余りにも無謀だと私は考えております。

そういった中で最終結論になりますが、今回はＤＢＯ方式、一般競争入札で発注した案件とは違います。通常、我々一般競争入札で発注する場合は、設計事務所を選んで、その設計のもとに施工してもらいます。その設計は飯塚市が責任をもって施工業者側に提出しますよね。でも今回は設計も施工も事業者側でございますんで、責任は全面的に先方にあります。飯塚市はお願いしているだけです。お金を出す立場にあります。そこに自分たちのミスを棚に上げて請求してくるんで、ちょっと私は不合理だと思っておりますし、その請求金額の中身がわからない以上、審議できません。総合的な評価をします。とにかく、元に戻すのに直工費で１４２３万５１００円、約１４００万円かかります。そのうち本市が払わなければいけない状況になっているのが、１０９７万１４００円、約１千万円です。傷つけた事業者側は３２６万３７００円、これ比率でいきますと、約１４００万円の復旧工事代金に本市が７７％払います。傷つけた側の事業者側は２３％で済むそうです。なおかつ事業者側は、通常こういった大きな工事は工事保険に加入します。何かあったときに、施工ミス、足場が倒れたりとかいろんな、隣に傷つけた場合に工事保険で普通補充するんです。その工事保険で足らない分は、飯塚市と協議して、瑕疵の比率で払うというようなやり方をしますけども、工事保険への請求があったのかどうかもわかりません。何せ金額の中身がわかりませんので、こういうのでは審議できないということであります。ということで、一旦この案件は否決し、再度瑕疵の見直しと価格の再調整をしていただいて、委員会にこういう内容で間違いありませんという執行部からの明確な説明責任を果たしていただいて、それで賛同したいと。払うべきものは払おうということです。決して払わないと言っているわけではありません。税金ですね。正しいお金、額を払おうと。その結果、このお金が本当に払わなければいけないものであれば払おうということです。再確認しております。今すぐこの工事金が必要なのかと事業者側に尋ねてくれと。工期は来年の３月３１日までになっております。それまでにちゃんと精査して払っても間に合うんじゃないかということを伝えております。事業者側も即、欲しいわけではなさそうです。そういった上で再度審議して、正しい金額であるという議会のお墨つきをいただいて、執行部は払うべきと私は思いますので、一旦、ここは同僚議員に反対の立場をとっていただいて、再審議し、正確な額を確認して支払いたいと思いますので、反対討論とさせていただきます。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　私は、「議案第１７７号　契約の締結（飯塚市新卸売市場整備工事）」に反対の立場から討論をいたします。

今回の契約の締結により、卸売市場の移転事業は引き返せなくなるところまで来てしまいます。しかし、先ほどの委員長報告に対する質疑にあったように、審査要望した１点目の選定過程が妥当であったか確認にしていただきたいという点に関し、今回の議案の相手方である株式会社サンコービルド筑豊支店よりも安価であった大和ハウス工業株式会社福岡支店の提案金額が幾らであったのかは確認されず、この金額差を埋めるだけの理由があるか確認する質疑もあっておりません。

　次に、もう１点審査要望をしていました事業計画書の提出を受け、きちんと業者さんが入ってスタートができる環境が整うことを確認をしていただきたい。何より、４０年というふうな長期にわたって使っていただくことを前提としての使用料算定とお聞きしており、つくったはいいけれど、業者さんが入らなかったということはないように、もしくは入ったんだけれど、早期に撤退してしまったということがないようにしていただかなくてはなりませんので、その点について十分な先方の意思確認をしていただきたいという点についても、収支計画を含む事業計画書は提出されておらず、市場関係者の意思確認もなされておりません。６月議会の際の予算増額に対する反対討論でも申しましたが、事業計画のない融資申し込みは断る。金融業界では当たり前のことであります。さらに、市場関係者の中でも大きなウェイトを占める青果の卸売会社であるファーマインド新筑豊青果株式会社より要請書が提出されており、その中には、「今の市場機能の延長線上だけで想定してきた現行の基本設計では、確実に淘汰され、多額の市税を投入した市場設備そのものが、負の遺産になることは容易に想像いただけるものと思います。」という現行の基本設計へのだめ出しや、「係る状況の下、現計画案で実施設計が進み、結果として今後の市場運営ができないと判断した暁には、弊社と致しましては移転市場への入場が困難となります。」という記述。この部分はまさに業者が入らないかもしれないという点のあらわれだと私は読み取っていますが、このような卸売会社からの極めて厳しい要請書があるのにもかかわらず、この部分に関する質疑もあっておりません。卸売会社からは警鐘が鳴らされています。環境が大きく変わったんだ。このままでは無理だ。このまま進むなら、私たちは移転しないかもしれないと言われているのです。このまま市場の建物をつくっても、肝心の卸売会社がいなければ、市場は成り立ちません。ここは一旦立ちどまるべきです。そして、改めて大きく変わった環境の中でどうすべきか、知恵を結集すべきときではないでしょうか。私は心配のし過ぎなのでしょうか。ここまでやってきたのに今さらではなく、まだ立ちどまって考える機会があるのだからと考えていただきたい。そのことを申し述べ、私の反対討論といたします。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第１２９号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第４号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

　「議案第１４３号　地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」、「議案第１４４号　飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第１４５号　飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」、「議案第１４６号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第１４７号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第１４９号　飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」、以上６件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案６件は、いずれも原案可決されました。

　「議案第１５０号　変更契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１５２号　土地の処分（大分小学校跡地）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１６１号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」、「議案第１６５号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第５号）」、「議案第１６６号　令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１６７号　令和元年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第３号）」、「議案第１６８号　令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１６９号　令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第３号）」、「議案第１７０号　令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第３号）」、「議案第１７１号　令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１７２号　令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１７３号　令和元年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第２号）」、「議案第１７４号　令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第２号）」及び「議案第１７５号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、以上１２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案１２件は、いずれも原案可決されました。

　「議案第１７７号　契約の締結（飯塚市新地方卸売市場整備工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　福祉文教委員長の報告を求めます。１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

福祉文教委員会に付託を受けました議案５件について審査した結果を報告いたします。

「議案第１３１号　令和元年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第２号）」及び「議案第１３９号　令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）」、以上２件については、執行部から、補正予算書等に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１５１号　土地の取得（目尾炭坑跡敷）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、他の雑種地の市有地売却事例と比較して高額と考えるが、価格は適正なのかということについては、取引事例比較法により、対象物件と同等条件の取引事例価格を参考に、道路の位置、土地の形状及び造成難易度などの要因をもとに不動産鑑定評価を行い、財産管理審議会の答申を経て、決定しており、適正な価格であると考えているという答弁であります。

次に、文化財の保存整備基本計画は、今後どのように計画を策定していくのかということについては、目尾炭坑跡とともに指定された田川市、直方市の国指定史跡「筑豊炭田遺跡群」と連携し、保存活用の計画を策定していく予定であるという答弁であります。

次に、目尾炭坑跡には、遺構や坑道が存在するため、鉱害賠償契約を締結し、鉱害賠償金の受け入れを行うとのことであるが、観光施設として整備した際に陥没等の危険性はないのかということについては、以前に発掘調査を実施しており、調査結果等を確認しながら安全対策を行いたいという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１７６号　飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１７８号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（個人情報流出事故）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の個人情報流出事故を受け、今後どのような対策を行うのかということについては、関係各課と連携し、チェックリストを設け、支援措置対象者の情報を取り扱う際には人的ミス予防の徹底、情報管理及びセキュリティ対策を実施していくという答弁であります。

次に、プレミアム付商品券事業の発送業務にかかわる事業者には、瑕疵はないのかということについては、本市の発送業務における事務処理誤りが原因で発生したものであり、支援措置対象者にかかる損害賠償を市が行うものであるという答弁であります。

この答弁を受け、個人情報流出事故は、全ての部署に関係することであり、今回のことを教訓に情報セキュリティ対策に取り組むとともに、支援措置対象者の情報の重要性について、全庁的に意志統一を図るべきとの意見が出されました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第１３１号　令和元年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第２号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１３９号　令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）」、「議案第１５１号　土地の取得（目尾炭鉱跡敷）」、「議案第１７６号　飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第１７８号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（個人情報流出事故）」、以上４件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案４件は、いずれも原案可決されました。

　暫時休憩いたします。

午前１１時０５分　休憩

午前１１時１６分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開します。

　協働環境委員長の報告を求めます。３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

協働環境委員会に付託を受けました議案１３件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第１３０号　令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、特定健康診査等事業はこれまでも継続して実施されているが、どのようなメリットがあるのかということについては、受診勧奨の結果、年々受診率が増加しており、初期の糖尿病発見など重症化する前に医療機関を受診することで医療費が抑制されることや、特定健診の受診率が向上すれば、保険者努力支援制度による国からの補助金が増加する財政的なメリットがあるため、さらなる受診率向上を目指す必要があるという答弁であります。

次に、国民健康保険給付費等準備基金が９億円を超える見込みであるが、国民健康保険税の引き下げを検討しないのかということについては、本年度収支が赤字の見込みであり、今後、国民健康保険事業費納付金が増加することも想定されるため、引き下げは難しいという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、国民健康保険給付費等準備基金が増加する一方で、国民健康保険税を引き下げず、税滞納者に対し短期保険証を発行し、受診抑制がなされている状況が改善できていないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１３２号　令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳入の後期高齢者医療保険料が増額となった理由は何かということについては、制度開始以来継続していた軽減特例措置が、本年度から一部廃止されたことにより、保険料の調定が増額となったものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、保険料が高額であり、保険料滞納者に対し短期保険証を発行する状況が改善されていないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１３８号　令和元年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第１号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１５３号　訴えの提起（旧頴田体育館敷の所有権確認請求）」、「議案第１５４号　訴えの提起（旧頴田武道館敷の所有権確認請求）」、「議案第１５５号　訴えの提起（頴田野球場敷の所有権確認請求）」及び「議案第１５６号　訴えの提起（旧頴田市民プール敷の所有権確認請求）」、以上４件については関連があるため一括議題とし、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、土地の時効取得の訴えを提起するに当たり、なぜ時効成立期間を２０年としたのかということについては、顧問弁護士に相談し、施設を設置した際の経緯が不明である上、既に２０年以上市が土地を管理していることから時効成立期間を２０年としたものであるという答弁であります。

次に、本案を提案するに至るまでどのような経過があったのかということについては、頴田体育館等の施設敷に民有地が残っていることは１０年ほど前から把握していたが、本体育館等の施設を廃止することとなり、今後の方向性を検討する必要があるため、平成２９年度から所有者の照会等の調査に着手し、今回の提案に至ったものであるという答弁であります。

次に、これらの土地が取得できた場合、今後も行政財産として維持するのかということについては、一帯の土地は頴田中央公園の一部となっており、活用については近隣の施設敷と一体的に検討することが必要であるが、その後の方策については、市全体で協議していくという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中からいずれの議案も提案理由が拙劣であるため、本案４件はいずれも反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案４件については、いずれも賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１５７号　訴えの提起（頴田グラウンド敷の所有権移転登記手続請求）」、「議案第１５８号　訴えの提起（旧頴田体育館敷の所有権移転登記手続請求）」、「議案第１５９号　訴えの提起（頴田野球場敷の所有権移転登記手続請求）」及び「議案第１６０号　訴えの提起（頴田野球場敷の所有権移転登記手続請求）」、以上４件については関連があるため一括議題とし、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中からいずれの議案も提案の理由が拙劣であるため、本案４件はいずれも反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案４件については、いずれも賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１６２号　指定管理者の指定（飯塚市体育施設）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、非公募で一般社団法人飯塚市スポーツ協会を選定した理由は何かということについては、同法人が市内各種競技団体や地域団体により構成されていること、また、本市のスポーツの振興に寄与することを目的として設立された団体であり、これまでも多くの事業を連携して実施してきたことなどを考慮した結果、本団体を選定したという答弁であります。

次に、体育施設を指定管理とすることによるメリット、デメリットをどのように考えているのかということについては、メリットとしては、直営と比べ、夜間や休日など、より柔軟な対応ができるようになったこと、デメリットとしては、行政における施設の管理スキルの低下が考えられるという答弁であります。

次に、指定管理を行った場合、業務の再委託を認めるに当たり、どのような条件があるのかということについては、業務を一括して再委託することはできないが、清掃や警備といった個々の業務の再委託については、市の承諾を受ければ可能であることを仕様書で規定しているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、団体の規模に対し事業規模が大きすぎることや、指定管理により、健幸都市づくりや災害時にこれらの施設を活用する場合の公的関与、経験、スキルが低下することは好ましくなく、市が責任を持って管理すべきであり本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１６３号　指定管理者の指定（飯塚市健幸プラザ）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本施設は、食育事業が行われる多目的室があるなど、他の体育施設とは趣の違う施設であると考えるが、飯塚市スポーツ協会を指定管理者とする理由は何かということについては、経費削減の効果や、さらなるサービスの提供により利用者をふやすため、現在もさまざまな事業で連携している同協会を指定管理者に指定するものであるという答弁であります。

次に、本施設ではこれまで食育事業が実施されていたが、今後も実施されるのかということについては、食育事業を初め、現在行われている健幸都市関連の事業は、今後も市が継続して実施していく予定であるという答弁であります。

次に、他の施設に加え、健幸プラザについても、飯塚市スポーツ協会が指定管理者になることにより、同協会の業務量の増加が懸念されるが、どういった議論が行われたのかということについては、同協会は一般社団法人化され、市内のスポーツを振興できるよう体制強化が行われ、協会の定款には、市民の健康、体力の増進についても積極的に取り組んでいくことがうたわれている。市も責任を持ってスポーツの振興に取り組み、同協会と連携して健康づくりに取り組んでいきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、指定管理者制度そのものに反対であるとともに、市民が交流できる健幸プラザを指定管理とすることは、中心市街地活性化事業で市が目指したイメージと逆行する流れであり、自主事業が求められる施設を飯塚市スポーツ協会が適正に管理できるのかという疑問もあることなどから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私はただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第１３０号」、「議案第１３２号」及び「議案第１５３号」から「議案第１６３号」までの１２本に反対、「議案第１３８号」に賛成するものです。そのうちの幾つかについて、討論を行います。

まず、「２０１９年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」についてであります。前年度の世帯平均２万円の国民健康保険税の引き下げは評価するものですが、それでもなお暮らしを圧迫する負担の大きさが、今回補正にも反映しています。福岡県によって国民健康保険税引き上げ圧力が進められていますけれども、この圧力に言いなりにならず、今年度さらに積み上げて、年度末には９億４千万円にも膨れ上がる基金と、一般会計からの法定外繰り入れによって、引き下げを図ることが必要です。協働環境委員会において、神奈川県大井町が１８歳以下の子どもの均等割の全額減免を打ち出したことを紹介したところ、本市においても今後検討してまいりたいとの答弁がありましたが、急ぎ検討し、来年度から実施されるよう要望するものです。病気になって病院に行くと、窓口で１０割を払わなければならない資格証明書の発行による保険証の取り上げは、命と健康にまでペナルティーをかけるものであり、もともと国民健康保険制度の考え方とは異質のものであります。

「後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」は、高齢者の大きな負担となっている保険料の反映があります。そもそも、７５歳以上の高齢者だけを囲い込むやり方は差別的であり、制度として認めることができません。

旧頴田体育館、武道場、野球場、市民プール、グラウンドの市が管理する敷地に残る第三者の土地の時効取得を行う訴えの提起は、協議となる場合、この土地を今後、公共で生かすのか、売却してお金に変えるつもりかによって、影響を受ける可能性がある中で、地方公共団体の長が市民を訴える重みを理解せず、執行部が法律上の根拠について適切に説明できないままであり、このような拙劣な議案提出を認めることはできず、賛成できません。

今回の指定管理者の指定の２つの議案は、飯塚市体育協会が法人格を取得した一般社団法人飯塚市スポーツ協会に、これまで体育協会が担当してきた体育施設に加えて、本町商店街の健幸プラザの維持管理を、自主事業もできるものとして、指定管理を任せるものであります。全体事業費１億５千万円に上る事業を、適正に管理できるか不安材料が大きい。公的施設の管理運営が私的な部分に集中し、再委託を通じて予想できない権益を持ちかねない。この一般社団法人の設立が市の介入のもとで行われ、市の元部長で、元議会事務局長が代表理事を務めるなど、市と一般社団法人との緊張関係の維持に関する懸念、さらに、公的な責任体制が大きく後退することは、本市のスポーツの振興を通じた健幸都市づくり、また、災害時の対応にとっても不利益を生じかねないなどの指摘すべきところが多く、賛成できないのであります。スポーツ利用という公共サービスの拠点たるこれらの体育施設は、市が直接管理し、スポーツ協会は、本来スポーツ愛好家の団体として活躍できるよう、市が適切に補助金などでしっかり支えるべきであります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第１３０号　令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１３２号　令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１３８号　令和元年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

　「議案第１５３号　訴えの提起（旧頴田体育館敷の所有権確認請求）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１５４号　訴えの提起（旧頴田武道館敷の所有権確認請求）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１５５号　訴えの提起（頴田野球場敷の所有権確認請求）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１５６号　訴えの提起（旧頴田市民プール敷の所有権確認請求）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１５７号　訴えの提起（頴田グラウンド敷の所有権移転登記手続請求）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１５８号　訴えの提起（旧頴田体育館敷の所有権移転登記手続請求）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１５９号　訴えの提起（頴田野球場敷の所有権移転登記手続請求）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１６０号　訴えの提起（頴田野球場敷の所有権移転登記手続請求）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１６２号　指定管理者の指定（飯塚市体育施設）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１６３号　指定管理者の指定（飯塚市健幸プラザ）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　経済建設委員長の報告を求めます。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　経済建設委員会に付託を受けました議案１０件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第１３３号　令和元年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第１号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第１３４号　令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、次期包括的民間委託の期間は、現在の５年間から１０年間になるということであるが、収益保障の内容はどのようになるのかということについては、現在、受託者の収支は赤字であり、現行の内容と同じにした場合、受託者にとっては厳しいものになるため、このことを踏まえ、現在検討中であるという答弁であります。

この答弁を受けて、受託者と十分協議を行い、市の累積赤字が次期委託期間で解消できるような形で契約してほしいという要望が出されました。

次に、電話投票、インターネット投票による売り上げが伸びているが、どの程度の伸びを見込んでいるのかということについては、ミッドナイトレースの売り上げについては、開催日数が増加することも含め、２５．２％の増加、それ以外の売り上げについては、７．９％の増加を見込んでいるという答弁であります。

次に、次期包括的民間委託の終期である１０年後の累積赤字の状況についての見通しはどのように考えているのかということについては、累積赤字解消には収益保障の金額を充てており、現時点では収益保障の内容が決まっていないため、具体的な見通しは立っていない。今後、収益保障の内容を詰めた上で、見通しを立てたいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１３５号　令和元年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」及び「議案第１３６号　令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第２号）」、以上２件については、それぞれ執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１３７号　令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、立体駐車場の使用料が増加し、本町駐車場と東町駐車場の使用料が減少しているが、この要因をどのように考えているのかということについては、立体駐車場は隣接するコスモスコモンの催し物による増加で、本町駐車場及び東町駐車場の減少については、周辺に民間駐車場が開設されたことに伴うものと考えているという答弁であります。

この答弁を受けて、中心市街地活性化を推進する中で、民間の駐車場も含めた中心市街地全体での駐車場利用台数の動向が重要である。仮に民間の駐車場がふえているのであれば、中心市街地の人口を増やすため、市営駐車場敷を民間に売却するといったことも検討すべきではないかという指摘がなされました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１４０号　令和元年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）」、「議案第１４１号　令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第１号）」及び「議案第１４２号　令和元年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第１号）」、以上３件については、執行部から補正予算書等に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１４８号　飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本条例の施行日は令和２年４月１日であるが、施行日前に入居を開始した人の連帯保証人はどのようになるのかということについては、今回の改正は同日付で施行の民法改正に伴うものであり、これに関する資料では、改正日前に締結された保証契約に関する保証債務については、現行法のルールが適用されることになっているという答弁であります。

次に、家賃や退去時の敷金・礼金に未払いがあり、不慮の事故等で入居者に請求ができない場合、現在は連帯保証人に請求することになっているが、改正後はどのように対応していくのかということについては、連帯保証人の規定はなくなるが、福祉のライフライン的な観点から、親類や知人、友人などに緊急連絡先になってもらうことを考えており、これらの方に対して相談することを考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１６４号　市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は、ただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第１３４号」、「議案第１４０号」及び「議案第１４２号」の３件について反対、そのほかの議案７件は賛成するものです。反対する議案について、理由を述べたいと思います。

「２０１９年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）」、オートレース事業は、公営ギャンブルと言いながら、民間に一括して包括的民間委託を日本トーターに行って５年になります。これをさらに１０年続けるという内容のものがあり、同意できません。

次は、「２０１９年度飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）」であります。水道事業にかかわっては、企業管理者が、水道民営化は本市では検討しないというふうに答弁したことがあります。しかしながら、この長期にわたる民間への浄水施設管理運転についての民間一括委託によって、市内部に水道事業にたけた能力のある職員が少なくなり、このままでは、水道民営化を検討しないと言いながらも、それが守れない。そういう事態にもなりかねません。この際、民間への一括委託をやめて、水道局にしっかりした能力を蓄積していくことが求められるのであります。

また、「２０１９年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第１号）」についてであります。もともと国が責任を負うべき筑豊労災病院を廃止して、飯塚市が引き受け、それを指定管理者として地域医療振興協会に任せるという姿であります。９月定例会の最終日、終了するころに、厚生労働省が全国の公立病院の再編方針を打ち出し、名指しをしました。これについては、本市の飯塚市立病院、済生会飯塚嘉穂病院、総合せき損センター、嘉麻市にあります嘉麻赤十字病院、４病院が挙げられております。飯塚市立病院を大事に守りながら、４病院を支えていく。そういう形での地域医療を守り、充実する仕事が非常に重要になっている段階です。いつまでも指定管理でよいのか、飯塚市が国の力を引き出して、国の責任で運営させていくという方向へ流れを切りかえさせる、そういう必要が今出ていると思います。よって、３案について反対であります。

以上で討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第１３３号　令和元年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１３４号　令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１３５号　令和元年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」、「議案第１３６号　令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第２号）」及び「議案第１３７号　令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）」、以上３件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも原案可決されました。

　「議案第１４０号　令和元年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１４１号　令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１４２号　令和元年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第１４８号　飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」及び「議案第１６４号　市道路線の認定」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。

　暫時休憩いたします。

午前１１時５３分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。「議員提出議案第１０号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　「議員提出議案第１０号」について、提案理由を説明させていただきます。議会は、選挙で選ばれた議員で構成する市の最高の意思決定機関であるとともに、二元代表制のもと、市長との抑制と均衡の関係を保ちながら、市政運営の調査、監視を行うとともに、政策立案及び提言を行うことが求められております。飯塚市議会では、市民に信頼される議会、開かれた議会を目指し、これまで一般質問、質疑における一問一答方式の導入、議会映像のインターネット配信、タブレット端末を活用したペーパーレス化、政務活動費審査会の設置、議員定数の適正化等を行い、議会の活性化に努めてまいりました。また、地方分権の推進により、中央集権型の行政システムから地方分権型の行政システムへと転換が図られ、自己決定、自己責任に基づくまちづくりが進められていく中、議会の役割と責任はますます重大になってきています。このような状況の中、飯塚市議会は、議員みずからが議員としての自覚と見識をもって、主権を有する市民の負託に的確に応える決意を明らかにするとともに、議会の基本的な規範を制定することを目的として、このたび議会基本条例案を提出いたしました。今後、この条例に沿った活動を行っていくことにより、議会の活性化を図り、市政の進展と市民の福祉向上に寄与してまいりたいと考えております。以上をもって、提案理由とさせていただきます。どうぞご審議方よろしくお願いいたします。（「動議」と呼ぶ者あり）

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員、動議ということですが、所定の賛成者はいらっしゃいますか。川上議員。

○８番（川上直喜）

　今ここで動議していますので―――

○議長（上野伸五）

　川上議員にお尋ねいたします。所定の賛成者はいらっしゃいますか。川上議員から動議ということでございますが、所定の賛成者がいらっしゃればご起立をお願いいたします。

　（　起　立　）

所定の賛成者がおりませんので、本動議は認めることができません。

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに賛成の議員はご起立願います。

　（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　この議会基本条例をつくるに当たっての、会派などの経過をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　この議会基本条例の制定については、９月議会開催中に代表者会議で提出したい旨の話をさせていただきました。そして、１０月２３日か、ちょっと日にちは忘れましたが、代表者の方に、それ以前から代表者会議の中で案をもって提案しますのでご検討をいただきたいということを言っておりましたので、１０月２４日かそこいらだったと思いますけど、代表者の方のレターボックスの中に逐条解説、案を出させていただきまして、何かご意見があれば言ってくださいと。そして、検討していきたいというふうに思っていますということでありました。しかし、この１２月議会までに、その案に対してのどなたからもご意見をいただきませんでしたので、現在、皆様のほうに提案させていただいています内容をもって、１２月９日の日、締め切りでありましたので、その５時までに提出いたしたところであります。後はそれを受けまして、議運にかかった。そして、今日上程されたということであります。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　今、飯塚市議会がやっていることで、変えなくてはならないというところはどこでしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今回のこの条例は、提案理由の説明でも簡単にさせていただきましたが、今日まで議会を運営している内容を基本として案を出しております。現行に沿った形で出しております。ただ、違うところといいますと、反問権の設定を行っております。大きく言えば、その点だというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　それでは、飯塚市の中で基本条例というのが幾つかあると思うんですが、その基本条例は参考にされたかどうかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　何を言っているかちょっと理解できません。基本条例があると言っていますけど、何の基本条例ということなんでしょう。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　飯塚市に基本条例という名のつくものが幾つかありました。私も勉強させていただきましたが、飯塚市環境基本条例、飯塚市中小企業振興基本条例、飯塚市文化振興基本条例、この３つを私は読ませていただきましたが、その基本条例は読まれましたか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　議会運営に関する基本条例でございますので、今、質問議員が言われている内容と今回提出している内容はものが違うというか、わかります、議会基本条例はあくまでも議会に関することなんです。あなたがおっしゃったことは、市の行政に関することを３つお述べになりました。その点は勉強されて結構だとは思いますけど、私が提案しているのは、議会の基本的な運営というか、そういうことを条例できちっと定めましょうということを言っているんです。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　それはよくわかりましたが、読まれましたかと聞いております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　一通り目を通しているつもりですけれど、悪うございますけど、記憶力が悪いもので、じゃあどこで何を書いてどうだこうだとか言われますと、私はそれは記憶が飛んでおりますとしか言いようがないんですけれど。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　わかりました。では、読んでないということでよろしいでしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　目を通したつもりではありますけれど、読んでないと言われれば、目を通しただけですから、目が通るかというと通らないからあなたが言うようなことになるかもわかりませんけれど、一通り出されるものは、行政から出されるものは一通り目を通しているつもりです。ですけれど、あなたも御承知のように、総合計画からいろいろな計画がありまして、それをつぶさに覚えているかというと覚えておりません、正直言いまして。だから、私は目は通したと、読みましたかと言われると読んだんだろうと思います。恐らく表面的には読んでいるけど、中を理解したかと言われると、それはまだ理解してないということになっていくんじゃないかと思いますけど、あなたの質問に答えるなら、読みました、しかし記憶に残ってないと言っているだけです。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　わかりました。じゃあ次の質問をさせていただきます。今度は飯塚市以外の議会の基本条例は参考にされましたか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　一応、目を通しました。その中から飯塚市に、今やっている内容と比較しながら、また飯塚市に沿った形で提案させていただいております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　幾つか勉強された、目を通されたと言われましたが、それ覚えている範囲で結構ですので、どこの自治体だったか教えてください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　一応ここに筑紫野市と平田市と生駒市と草津市、それと刈谷市も持っていたと思うんですけれど、そういうところを目を通すのは通しました。通すという言葉がいいのかどうかわからないですけど、読んだつもりでいます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　ありがとうございます。筑紫野、平田、生駒、草津、刈谷等を見られたということでよろしいでしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　そのとおりです。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　それではお尋ねします。特に参考にした自治体はどこかありますか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　あなたも読まれているから御承知でしょうが、内容的には大きく変わらないんです、私が見る限りにおいては。ただ、それから今言いましたように、基本的には今日まで現状議会が運営されている内容を条例に起こしたということが基本ですから、どこが参考になったといったら、あちこち参考になったということしか言えないですけどね。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　ありがとうございます。実は私１１月１８、１９日に、ここの議会運営委員会の行政視察に行かせていただきました。その中で、半田市と刈谷市に行かせていただきました。その中で、刈谷市のこの議会基本条例を読みました。刈谷市を特に参考にされたということはありますか、お聞きします。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　再三申しますけれど、地方自治法があって、そこに議会というものが定められていまして、それに従って議会の運営は行われております。そして、全国に私が調べた限りにおいては、全国市議会議長会が平成３０年１１月に出されている資料で、市は８１４あるんです。その中で、４９５の自治体が基本条例を制定しております。これはなぜかというと、やはり地方自治法に従って議会運営をしていて、そしてその中で今後のことを、提案理由で言いましたように二元制の問題やら出てきておりますから、きちっと議会の役割ということについて制定しようということでありますので、どこの議会のものを見ても、基本的なところは同じように私には見えました。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　じゃあ、手元に皆さんは飯塚市の議会基本条例を―――、すみません、どっち向いていいかわからなくなりますね。手元に飯塚市の議会基本条例の案を持たれていると思います。それで私は、こちらに議会運営委員会の行政視察の刈谷市の分をいただいたので、刈谷市の部分とちょっと比較しながら見ていただくと違いがわかるかなと思いますので、違うところを教えてください。目次というところを読みます。これ私が読むのは―――

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員、質問をしてください。

○７番（金子加代）

　じゃあ質問で、ちょっと長くなるんですけど聞いてください。

○議長（上野伸五）

　簡潔に質疑をするようになっていますので、もしご自身の意見等があられると思いますので、それは討論の際にお願いいたします。

○７番（金子加代）

　じゃあ、ちょっと聞いてください。前文、第１章　総則、第１条から第４条、第２章　活動原則、第５条から第７条、第３章　市民と議会及び議員の関係、第８条、第９条、第４章　市長等及びその職員と議会及び議員の関係、第１０条、第１１条、第５章　議会運営、第１２条、第１３条、第６章　議会の機能強化、第１４条、第１６条、第７章　議員の政治倫理、定数及び報酬等、第１７条、第１９条、第８章　雑則、第２０条、ここで刈谷市と飯塚市の違いは何かお知らせください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私がなぜ刈谷市のやつをここで述べなくちゃいけないんですか。私はあくまでもこの飯塚市としてこの議案を出しているんですから、議案について、何か瑕疵があるか指摘されれば、その点については私なりの意見を述べますけれど、あなたが勉強した刈谷市の議会基本条例を飯塚市に入れるということを言っているわけじゃないんです。あくまでも私が提案しているのは、飯塚市の今日までの議会運営を見てきて、それを基にして、ほかのところも見ましたけれど、それを整理して出しておりますということを言っている。何で私が刈谷市の―――、すると、あなたの質問からいきますと、今言ったように４９５の都市が基本条例を入れているんですよ。どこどこのやつを飯塚市、見ましたかとか言われたって、私はそういうこと答えられません。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　私は特に刈谷市と半田市を勉強させていただいたら、全く前文の第１章から第６章までが同じだったので、何でこう同じにしたのかなと思ってびっくりしたから、ちょっと聞きたかった、何が違うのかなと思って聞きました。また、すみません、続けさせていただきます。附則とあるんですけど、この附則は、よくほかの基本条例等を読みましたら、飯塚市のことが大変詳しく、歴史やその思いなどを感じるところでありましたが、附則は、ここに関しては、前文というところですね、前文というところが刈谷市のと全く一緒でしたが、これはどういった意図でしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　先ほど答えたつもりでございますけれど、基本的に議会というのは、地方自治法にのっとって運営されておりますので、地方自治法の趣旨とどうしても、どの都市も極端にかけ離れたものではないと思っているんですよ。だから、たまたまあなたが勉強してきたやつが提案した内容と一緒だということでありますけれども、現実に地方の議会は二元制を求められているということは、どこのところでもうたわれておりますので、ここに二元制ということでうたっております。それと、当然議会は選挙で選ばれているから、その事実、その事実をここに書いてきているだけでありまして、だから結果として、議会が求められているものというのは、どこも一緒だと思うんですよね。だから、極端に差があるというものは出てこないんじゃないかと私は思いますけど、あなたの場合はどうローカル色をものすごく出せというようなご提案なんでしょうか。それとも、言っている内容が私は、反問権か、質問の中で言わせていただきますと、再度言いますけど、地方自治法にのっとって地方議会が運営されておりますので、同じような文章になったということでご理解いただければ幸いです。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　私はこれ前文から、刈谷市をずっと見させていただいたら、刈谷市の分と第９条までは全部一緒です。第１０条が違い、また第１１条から第１６条は全て一緒でした。これに対して、市民の信用というところはどうお考えなのかお聞かせください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　この基本条例を制定することによって、今以上に信頼がいただけるんではないかというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　私もいろんな子ども・子育て会議や、最近まちづくり推進条例等を傍聴させていただきましたが、私はやはり大変一語一句丁寧にされていたその市民の方たちの一生懸命さとか、誠実さを私はとても大切にしたいと思いましたが、ここに私は、この誠実さというところではどうお考えなのかお聞かせください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　誠実をもって、つくったつもりであります。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　では、先ほど１０月２３日ぐらいから考案されたということでしたが、私は議会運営委員会として行政視察は１１月１８、１９日に行きました。この分はいつから考察されたのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　先ほどもお尋ねでありましたので、１０月２５日前後にレターボックスにこういう案を入れさせていただいております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　では、次の質問をさせてください。市民と書いてありますが、この市民とは一体どなたのことを指すのか教えてください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　市民とは飯塚に籍がある方というふうに思っております。ただし、お仕事、企業にお勤めとかそういう方々に意見も聞くことがあるとは思いますけど、結果として市民というのは、飯塚市在籍の方を基本として考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　それでは、ここの第５条のところで、委員会というふうにありますが、５条でしたかね、すみません、ちょっと待ってくださいね、５条のところで市長その他執行機関、以下、市長とあります。また今度は第１０条のところで市長等及びその職員とありますが、この職員とはどなたのことを指すのかお知らせください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　職員は、飯塚市の職員というふうに考えております。働いていただいている方というふうに考えておりますけど。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　そうしたら、第５条では市長その他の執行機関、（以下「市長等」という。）ことになっていて、第１０条では市長等ということは、市長その他の執行機関を含むというところまでいって、及びその職員というふうになるんですけど、この職員がどなたかということをお聞きしています。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　地方自治法をちょっと見ていただきたいんですけれど、地方自治法がたしか市の執行機関ということが定められてあって、地方自治法にのっとってつくっておりますので、地方自治法で示している内容で考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　第５条は、市長その他の執行機関とあるんです。第１０条が、その職員と書いてあるんですけど、この職員というのがどなたを指すのかとお聞きしています。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　１０条に書いている職員というのは、職員はあくまでも市にお勤めの方ですと思ってもらえればと思います。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　すみません、同じく第１０条で委員会とありますが、この委員会というのは何かお知らせください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　地方自治法に定められている委員会です。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　そうしたら、第１０条の２で委員会と書いてあるんですけど、そのあと読み進めると第１２条の２のところで、もう一回説明が出てくるんですよ。常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会、（以下この章において「委員会」という。）というところで、ここで、委員会という説明がこの第１２条で出てくるんですが、第１０条の委員会は、これは説明がないということでよろしいですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　現行、議会が今ある形で、委員会等がありますから、それを基本にして考えていますので、ご理解いただけるならば、現行のままだと、現行飯塚市が運営されている内容で考えております。現行で今回はこういう形で考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　初めて読む方にすると、これは整備されてないというか、私からすると不備ではないかと思いますが、本来ならこの第１２条で説明すべきところを第１０条ですべきではなかったのかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　よくわかんないんですけれど、質問の趣旨がよくわかんないんですけれど、一応定義で、用語の定義を第３条に記載させていただいております。「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。（１）会議　本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。（２）請願　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１２４条に規定する請願をいう。」こういうふうにうたわせていただいております。これは地方自治法に定められた内容をここに持ってきているというふうにご理解いただければ幸いです。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　会議はいろいろあると思うんですが、委員会の説明や、また市民という説明が、私はやはり不十分ではないかなと思いました。せっかくならその市民というのも、先ほど言われた住民あるいは働いている者あるいはその企業等ということを含むんであれば、定義の中に入れるのが市民にとって信頼されるものだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　先ほども述べさせていただきましたけど、やはり市民は、基本的には飯塚市に籍を置く方というように考えております。ただ先ほどの説明でなぜかという、働く方々もというお話をしましたけど、私がそういうふうに思っているのは、そういう人たちの意見も聞きながら、やはり外からの意見も聞きながら議会運営をやるべきときもあるから、私はそういう考えを持っておりますし、以前、自治基本条例をつくるときにそういう勉強をいたしましたので、私の答弁が悪いんでしょうけれど、基本的には市民というのは、この籍を有する人たち、これは基本でございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　確かに基本だと思いますけども、やはり、ここに２つだけ定義というところに、会議と請願しかないのが、私は不誠実ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私は誠実さをもってこの議案を提案させていただいているつもりですので、あなたが私のことを誠実じゃないというならば、あなたの意見としてお聞きいたしておきます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　では、第１０条の第２項というところで、「議員は、会議において、誰にも分かりやすいように論点を整理し、合理的かつ明確に質問及び質疑を行うものとし、本会議における委員会に付託される議案の質疑に際しては、同一議員につき、同一議題について、３回を超えることができない。」とありますが、この３回にした理由をお知らせください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　先ほども言いましたように、地方自治法に基づいて議会運営を行っております。そして、全国市議会議長会というものもあります。いろいろな地方議会に対する研究もされております。特に全国市議会議長会では、標準市議会会議規則というものが出されております、御存じだと思いますけど。発言の内容の制限というのが５５条にありまして、そして、５６条に質疑の回数ということが出てくるんです。そのときに何回に定めるかは、その議会によってまちまちで構わないですけれど、回数を定めるというふうに、標準市議会会議規則というので指導があるんですね。だから、それに従って出させていただきました。そして、なぜ３回かということでありますけれど、地方議会研究会というのがあります。それに議会運営の実際という本が出版されていて、議会のあり方というのが示されておるんですけれど、そこの内容で、議員からの質問として本の中で記載されておることが、本会議での質疑は基本的なこと、大まかなことについて疑義を述べるものであり、詳細なことは委員会で行うべきものです。ですので、２、３回で十分と思われますというような指導があるわけです。これに例外的な措置として、特に議長の許可を得たときはこの限りではないという、やはりこれは、この標準市議会会議規則に従って出されているんです。それともう一つつけ加えさせていただくならば、私が調べた内容では、ちょっと待ってくださいね、あちこち資料飛び始めたから。福岡県に２８の都市がありまして、そのうちの２２市は質問回数が制限されているんです。それは、４回のところが１カ所、２回のところが１カ所、そして、２８市中２２市あって、今言ったように２回のところが１市、４回のところが１市、残るところが３回、２０市なんです。だから、そういうことを勘案して３回でよろしいんではないかというふうに判断しました。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　質問を規制されているところがあるということなんですけど、それはどんな会議規則あるいは基本条例にのっとったものなのか、質問されている回数が規制されているというところは、何の規則あるいは議会基本条例にのっとったものなのか、調べてあったら教えてください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　先ほども申しましたように、地方自治体は地方自治法で行政運営なり議会運営を行っておりますので、それに従いまして全国市議会議長会のほうで出されております標準市議会会議規則に従って、各市で回数の制限をつくられているんだと思います。それは、その自治体によって会議規則なり、議会基本条例なりで定められているというふうに理解しております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　私の中では、会議規則と基本条例というのは大きく違うなと思います。出された議案をよく読ませていただいたら、回数が出てくるとか、数字が出てくるのはここしかなくって、何かとても私はちょっとびっくりして、基本条例、私もほかのところ見ましたが、この基本条例の中に回数があったところがあるかどうか調べていたらお知らせください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今言ったように、議会基本条例の中で定めているものと、議会規則を定めるように地方自治法で定められておりますので、それに従って質問の制限というものをつくっているというふうに理解していますということなんです。わかります。だから、議会基本条例に入れているところがどことどこですかと言われますけれど、私の理解の中では、議会のあり方はこうあるべきだというふうに提案させていただいておりますので、ここに示しておりますと。３回ということをここにうたわせていただいております。それは、あくまでも再三言いますけど、地方自治法に従って、そして全国市議会議長会の指導のもとに運営がされておりますので、それに従ってここに記載させていただいております。この回数制限というのは、ここで明確にしておいたほうがいいんではないかというふうに思いましたので、入れさせていただいております。なお飯塚市議会でも、恐らく議長のほうで再三注意されておりますけど、そういうものがこういう全国市議会議長会から出されているこの標準市議会会議規則に従って、基本条例がない中で、議長が議事運営されているというふうに私は理解しております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　飯塚市の中でも飯塚市議会会議規則というのがあるんですけど、その中では足りなかったからここに書いたということでしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ちょっとあれなんですけど、全国市議会議長会が出されております標準の市議会会議規則にのっとって、各議会は運営されているというふうに理解しているんです。だから、飯塚市にもこれに従った会議規則があるわけです。ありますけれど、それを整理する中で、飯塚市としてはこれを今度は明文化しようということで提案させていただいているということなんです。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　最後にします。私この刈谷市のところでたくさん勉強させていただきまして、資料も１１枚ぐらいありました。大変こう、最後じゃない、もうちょっとあります。この１１枚ぐらいあって、大変時間がかかったんだろうなあと思いました。平成２２年から始まったとして３年ぐらいかかっているんじゃないかと思いましたが、その方が言うには、これはもう、私も議会基本条例がどのくらいでできたかと思うと、２０１３年ぐらいまでがたくさんこうできていて、その後はあまりできなくなったという感じが私の中ではあるんですが、そんなに慌てなくてもいいよというふうにそこの方が言われたし、いろいろ見られて、たくさん条例がたくさん出ているのでゆっくり検討されていいのではないかと思われますと言われましたが、大変私からすると、議案は急いで可決しなくてはいけないようなものなのかなあと思ったんですが、急いで可決しなくちゃいけないものと思っているかどうか教えてください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私は趣旨説明で、今日まで飯塚市が取り組んできた、議会が取り組んできたこと、今後やらなくてはいけないことを述べさせていただきました。それを整理した形で今回提案させていただいております。決して、きのうきょうで出しているわけじゃないつもりです。インターネットの中継とかそういうのは、議員同士で話しながら今日までやってきておりますし、政務調査費の問題だってそうですし、いろいろなものは今日まで取り組んできております。ところが飯塚市の場合、議会基本条例がないというのが、やはりほかの、先ほど言いましたように、八百十幾つかの市がありまして、もう過半数以上が制定されておるので、ほかの都市に比較して飯塚市が決して劣っているわけではないと、そういうふうに思っているんです。だから、それを整理してきちっと今度のこの条例を制定していただいて、そこにきちっと議会のあり方、議員のあり方等について明記して、これを規範として、いっそう飯塚市の発展のために、市民の信頼を受けて飯塚市の発展のために取り組みたい、そういう思いで出させていただいておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　では私、何度もすみません、刈谷市に行ったときの議会の運営、議会基本条例の説明が大変丁寧で、大変やっぱり議論されているんだなあと思って心に残った言葉が何個かありました。その中で言われたのが、時代は変わっていくので、常に内容を見直す必要がある。そのためには、条例をつくるときには、誰が、いつ、どうやって見直すかきちんと決めたほうがいいというふうに、何度も私は言われたように思っております。いわゆるＰＤＣＡ、プラン、ドゥ、チェック、アクションというんですが、これについて恐らくこの議案になると第２１条に書いてあると思いますが、ここには「議会は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証する。」とか、２番目、「議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会関係条例等の見直しが必要と認められる場合は、適切な措置を講ずる。」とありますが、ここの部分はどのように具体的に考えられているかお知らせください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　まず条例を制定していただいて、そして、その条例がときと場合によってはそぐわない部分が出てくる。そのときはきちっと、規範になるものはこれですから、これから逸脱したようなものが生じた場合は、そこで検証されればいいと思っておりますけどね。わかります。どういう場面というか、これ、私が言っているのは、問題が生じた場合、必要に応じてというのは、その必要が応じないとだめなんで、必要に応じるような場面があれば、それを改めてこの目的から、ここに書いているように比較検討すればいいと思っているんですよね。それで、必要なことはつけ加えればいいし、必要ではないことは削除していけばいいというふうに思っております。これで答弁になっておりますかね、あなたの質問に対して。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　残念ながら私の答えにはなってないです。はい、残念です。ちょっと具体的に聞きたいんですが、いつとか、ほかの自治体の分を読ませていただいたら１年以内、１年で必ず検討委員会を持つことというふうに書いてあったりするところもありました。それについては、期間とか、委員会を設置する予定を考えられているかどうかお知らせください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ここに書いておりますとおりでございます。第９章　検証と見直し、第２１条の「議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証する。」、第２項、「議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会関係条例等の見直しが必要と認められる場合は、適切な措置を講ずる。」こういうことでございます。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。１９番　田中博文議員。

○１９番（田中博文）

　１点だけお尋ねします。第４章　第１０条の中の第３項ですけども、「市長等は、会議において、議員の質問及び質疑に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。」と。これは、いただいた資料の解説の中で、議員の質問等に対して論点、争点を明確にするためというふうになっていますけど、具体的な状況なり、どんな場面のときにこの反問権を使うのかというのが、もしわかればお教えください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　どういう場面かといいますと、質問の趣旨等が明確ではないときに、確認されるようにして、質問の趣旨がやはり明確に全員にわかるようにする、そのために反問権は必要だと思っております。そういうことで答弁になっておりますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　後ろ向きでしゃべるの難しいんですけど、刈谷市の議会基本条例を、議会運営委員会が先月調査に行ったんですよね。それで、道祖議員が提出者で、佐藤清和議員、田中武春議員が賛成者ということなんですけど、要するに市民民主クラブが出したということなんですね。それで佐藤議員が、議会運営委員会は誰ですかね、市民民主クラブは。

○議長（上野伸五）

　川上議員、議案に対する質疑を行っていただいていいですか、御存じだと思うので。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　提出者の３人がおられるので、市民民主クラブでしょう、全員。それで、議運のメンバーおらんのかなと思ったんだけど、それは議案に名前を書いているんで、答えてもらえると思うんですけど。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私どもの会派では、佐藤議員を議会運営委員会委員ということで参加させていただいております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　議運の視察で半田と刈谷にいった議運なんだけど、それに市民民主クラブの佐藤清和議員が参加しておったし、調査に。今回、賛成者になっておるんですけど、この半田市と刈谷市議会の調査の成果については、市民民主クラブで共有していますか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私ここに、議長宛てに出されております議会運営委員会の委員長から出されている復命書をいただいております。それは３人で一応目を通しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　半田市議会についても、それから刈谷市議会についても、調査の成果は共有しておるということですね。私、実は残念ながら、この問題を調査に行くということが最初はなかったんで、この調査に参加しなかったんですよ。それで、調査の成果ないし資料を求めたんだけど、数がありませんということでもらえなかったんですね。それはそれで困ったんだけど、道祖議員は、この半田市と刈谷市の視察の成果は共有したんだけど、今回議案づくり、条例づくりにどういった点を参考にしたのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　行政視察そのものは１１月に行かれたというふうに思っております。その前に各会派の方には逐条解説をお渡ししておりますので、感想といいますと、そんなに見る限りにおいて、単純に言えば変わらないなと。特段、私どもが先に出させていただいておりますので、必ずしも半田市と刈谷市が何というか、大きく逸脱もしてはいないし、大きくすぐれてもないなというふうに思ったところです。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると、あまり参考にならなかったということですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今言ったように、一応考え方を示したものは行政視察に行かれる前に皆さんのほうにお渡ししておりますし、先ほど金子議員からの質問もありましたけれど、案をつくるときにはいろんなところを見ておりますし、刈谷市も見ましたということを言ったつもりですけれど。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　実はここで共産党というか、川上のこの問題に対する基本的スタンスを述べた上で、前向きの質問ができるようにと思ったんだけど、意見を述べるなということになっているようですので、実は刈谷市の基本条例を今度の市民民主クラブの議案と見比べると、かなりのところが点と丸まで同じなんですよ。これをどう考えるのかと。たまたま一致していますということはあるかもしれません。しかし、市民が見たときに、先ほど金子加代議員が指摘されましたけど、議会の誠実さというのを市民に問われたときに持ちこたえられるのかという気もするわけですよ。それについては、道祖議員、何と答弁されましたかね、さっき。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員

○２７番（道祖　満）

　金子議員は私に誠実さがないということを言われましたから、私は誠実さをもって、これを提案させていただいていますと答えました。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私が言うかどうかわかんないけど、先ほどの質問者は道祖議員が言われるようには、会議録を調べたらいいと思うけど、発言していませんよ。それは指摘しておきたいんだけど、そこで、内容の点で聞いていきたいんだけど、請願について、どのようになっていますか。請願については、紹介議員の意見を聞くように努めるというふうになっていると思うんだけど、この努めるということはどういうことでしょうか。というのは、今、飯塚市は必ず、希望がある場合は意見を聞いているんですね。だから、そういう状況の中で努めると書くのはどういう意味かと。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　どう答えていいのかというのがあるんですけど、請願についても、地方自治法第１２４条に請願の取り扱い等については記載されておりますので、飯塚市議会でもこれに基づいて運営されておるというふうに理解しておりますので、この文面になったということでご理解いただければと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　地方自治法では、紹介議員は紹介するというふうになっていると思います。だから、委員会で必ず紹介議員の意見を聞きましょうという規定はないんですよね。だから、そういう意味では、今全国的にそうだと思うけど、紹介議員が付託先の委員会で請願者の趣旨、理由についてきちんと説明するというのは、地方自治法によって成り立つんだけど、柔軟に発展させているわけですよね。それをやっている飯塚市が、なぜこう努めるという程度にとどめなければならないのかなというところが先ほどからの質問なんですよ。どうですかね。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　先ほども言いましたように、地方自治法にちゃんと請願の取り扱いは記載されております。そして今、飯塚市議会においても請願の取り扱いについてはこの地方自治法にのっとって運営されていっていると私理解しております。だから、この文面で特段何か不都合があるというふうに私自身が考えておりませんのでご理解賜りたいと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私が心配するのは、努めるという規定だから、ねばならないということじゃないので、今まで飯塚市はほぼ必ずやってきたんだけど、今後は努める程度にしましょうというふうなことにはなりませんか。そういう心配は考え過ぎですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　恐らくそういうことはないというふうに私は思っております。また特に、川上議員がここでご指摘されておるから、なお一層そういうことはないというふうに理解しております。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　１時５９分　休憩

午後　２時１０分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　道祖議員が先ほどよい答弁されたかなと思うんですよね。私がこの場でこのことについて質問しているので、努めるということになっているけれども、現状から後退する、つまり紹介議員が希望してもその委員会が発言を認めない、意見を述べることを認めないということは多分ないでしょうというわけですよね。そうすると、道祖議員の認識としては、現状より後退しないほうがよいという認識があるんですね。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　そのつもりで今回出させていただいておりますけど、現状を維持しながら先に進むという考え方をもって、規範になるものをつくった、出させていただいているということですけど。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　だとすれば、ここにおられる議員の皆さんがみんな思うと思うんだけど、努めなければならないという表現ではなくて、意見を聞かなければならないという義務規定にこの際するほうが、飯塚市議会としては一歩前進になるのではないかなというふうに思うんですけど、そうなってくると、道祖議員のたった今の答弁との関係で言えば、この条例案のこの部分についての修正は認めるということになるのかなと思うんですけど、どうですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　一応この条例案を出させていただいておりますので、この条例案で可決していただくのが一番よろしいかなと思っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは自己矛盾があるよね。今のレベルより一歩前進させたい。ここで議論しているから、努めるものとするでも後退することはないでしょうと言うんだったら、ねばならないというふうに言えばいいわけですね。それを提案したんだけど、このままで行きたいと。後どうなるかは、そのときの状況に任せますというのは、ちょっと無責任かなと。実は、刈谷市議会の議会基本条例をかなり綿密に研究されていると思うんだけど、全く同じところで、刈谷市議会のほうはどうなっているかというと、議会は委員会において請願提出者の意見を聴くよう努めるとなっているんですよ。お気づきと思いますけど、道祖議員が提出した、聞くよう努めるものとするというところの聞くという字、刈谷市とは違うんですよ、道祖議員の提案のほうは新聞の「聞」の字なんですよ。聞きおきますというニュアンスもないことはないんですよね。刈谷市のほうは趣旨説明を聴取するとかいうじゃないですか。その聴くなんですよ。ですから全然違うんですよね。言うだけ言ったら聞くよというのと、趣旨説明を酌み取りたいという、これ漢字１字だけど、思想がここにあらわれているわけですね。ですから、刈谷のことを研究したにもかかわらず、今度のように提案しているのは、あえて請願提出者の意見は聴くのをやめておこうということだったのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私は誠実をもって取り組んでいきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　しかし、市民参加と書いていますよね。市民に開かれたと書いているんだけど、実態は現状も守れるかどうかわからないと。勉強したはずの刈谷市議会の規定からは及ぶべくもないという感じなんですよね。でも、半分以上認めているのに修正に応じないという。実は、道祖議員にお尋ねしたいんだけど、覚えているか、旧飯塚市議会の時代に請願は紹介議員が正式の委員会の場で紹介行為をするんですけど、いろんな市民の方の要求、要望があってそうなったと思うんだけど、陳情という取り扱いがありました。この陳情は、旧飯塚の場合は採択対象なんですよ。議決するんですね。その際に、非公開の委員懇談会の場ではあったんだけど、陳情者が直接、その場で希望すれば、陳情趣旨を説明することができました。そのころの飯塚市議会ではなかなか難しいこともあったんだけど、本当は新飯塚市議会に引き継いでもよかった制度ではないかと思います。道祖議員は覚えてありますか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　聞かれたらそうであったかなと思いますけれど、新市が誕生して今のあり方に、皆さんで話してやられておりますので、今の現状になったんだろうと思いますけど。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私の問いに対してはイエスという、覚えておりますということですかね、思い出しましたということですかね。

○議長（上野伸五）

２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　詳細については記憶にありません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは残念ですよ。こういう条例案を出すのであれば、私は旧議会までさかのぼって、この際だから住民との関係でどういうよいものがあったかどうかというのは勉強してもよかったかなと、今からでも遅くないんですね。今みたいに陳情をぽっぽっぽと配って終わりと、もう配らないですね。サイドブックスに入れて終わりというのは新議会になってからなんです。それで、一問一答について、本会議で議案を付託する際に行う議案質疑については、一問一答をやめようということになっているんですよね、この提案は。ところが、道祖議員は先ほど飯塚市議会の、全国的に誇るとは言わなかったけど、進んでいる、あるいは改革してきた問題の流れの中で、一問一答制の導入というのを言いましたよね。提出者がこの間努力して維持してきたものだと言っている一問一答制を、今回、今言った局面でやめるというのはどういう事情でしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　勘違いされているんだろうと思います。一般質問は一問一答制です。議案に対する質疑が、議案は委員会に付託されますので、以前から、議案に対して本会議で質疑する際は概略をお尋ねする、もしくはお尋ねして委員会においての審査要望をするということが行われておりました。だから、本会議場での議案に対する一問一答制というのは、一般質問、代表質問が一問一答制ということでありますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　我々が１３年間やってきたことが誤りだと今言われているんですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　誤りというよりも、私はそれがルールであると言っているんであります。そういうことです。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それがルールというのは、我々のルールは、議案質疑のときは一問一答でやるという、３問制とかしたことがないんよね。ですから、道祖議員がこの条例の目的の中に重要な指摘をしているのは大事なんですよ。市長との緊張関係、それから市政運営を監視する役割を果たすという。その意味において、みずから認められていますけど、大事なことですよ、一問一答制を大事にしてきたというのは。なのに、一問一答を今言った局面でやめるというのはなぜかというふうに聞いているんですよ。それを勘違いしていると言うけど、あなた一問一答やめると書いているじゃない、条例案に。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　繰り返しになりますが、一般質問、代表質問は一問一答制です。議案に対しての質疑は、一問一答制というふうな取り扱いになってなくて、概略をお尋ねし、そして審査要望をするというのがルールだと今日まで思っております。そういう本会議場での運営は、議長のほうで取り計らいが行われているというふうに理解しております。だから、質問の内容がちょっと違っているというふうに私は理解しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今、議案提出者の誠実さもあわせて問われているわけですよ。問われていると言っているんで、不誠実な人物だとか何も言っておらんでしょう。一問一答というのはもうやめるようになっているじゃないですか、これで言うと。自分が一問一答は監視する上で有効だとか言いながら。過去１３年間、我々２回質問して２回答えるとかいうことやったことないでしょう。３回質問して執行部が３回まとめて答えるとかやったことないでしょう。何とかはどうですか。またあわせて何とかはどうですかとかいうことはあるかもしれないけど、大体一問一答のやりとりですよ。それはあなたが僕は知りませんとか言っても現実はそうなんですよ。だから、それを今回改めて、やめるということになれば、あなたが大事にしてきているのは監視機能を強化するためということなわけですから、監視機能を弱めるというのをあなた提案していることと同じじゃないかと思うけど、そう思わないですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私は思っておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　現実に一問一答で、あなた自身も実感があるでしょう。一問一答の中で事実に接近できる、あるいは執行部のこういう責任に接近できるということは経験あるじゃないですか。そこを、自分をごまかしたらだめだと思うんですよ。それで、そういうようなごまかしのような答弁をされるなら、一遍この議案は引っ込めたらどうかなというふうに思うんですね。どうですか。引っ込めませんか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　あなたの考えとは違うようでございます。このまま審議していただいて、どうぞ成立させていただきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それでは、３回以内とするというふうに、一問一答をやめて３回以内とするということなんですけど、４回でもいいよと、２回のところもありますよと。真ん中とは言いませんでしたけど、大体３回ぐらいでいいんじゃないですかというふうに言われたんだけど、そういう無責任な議案提出というふうには思わないんですよね、市民民主クラブともあろうものが。行政視察にも行っているわけでしょう。いいかげんな条例提出であるはずがない。３回質問ができるというのは、どういう感じになるかなと。イメージがわかないんですよ、私自身が。私、議案質疑するでしょう、付託前に。同一議案につき、同一議員が３回までというんですよ。どういう質問の仕方になるんですか。道祖議員、ちょっとしてみてください。

○議長（上野伸五）

　川上議員、議案に対する質疑をお願いします。どうなるのかとかいうことではなくて。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　同一議案につき同一議員が３回までの質問とすると書いているわけですから、だから、これはどういうことなんですかということを聞いているわけですよ。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私は、先ほどから述べているように、議案に対する質疑は一問一答で３回までやれるようにうたっているんですよね。それ以上は、後は委員会を、飯塚市の場合は本会議主義じゃなくて委員会主義にしていますから、委員会のほうで質疑を続けることはできます。だから、何ら支障がない。だから、あなたが言っているような内容というのがちょっと理解できないんですけれど、私は本会議場でも議案に対する質疑はいたしますけれど、おおむねのところをお尋ねして、詳細については委員会に審査要望をして、そういうやり方をずっとやってきておりますので、あなたが言っている内容というのが私はちょっと理解できないところがあって、意見の違うところであります。考え方の相違です。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　賛同を求める立場でそういう言い方をすると、やっぱり建設的な議論ができないじゃないですか。あなたが私に反対討論しているわけじゃないんだから。私はあなたが、さっき言ったじゃないですか、ご賛同お願いしますと。だから質問しているわけでしょう。賛同するかどうか考えたいわけですよ。だから、さっき私の質問に答えてないでしょう。同一議案につき同一議員が３回まで質問できるとはどういうイメージですかと聞いているわけです。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　言ったとおりですけど。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　こういうのは大体執行部とのやりとりのときは答弁不能と言うんだけど、例えば、道祖議員、あるテーマについて問題意識があります。そうしたら私が１回立つでしょう。質問１回でしょう。そうしたらそのときに、第１項目１点目は何々、２点目は何々、３点目は何々ということで１００項目ぐらい質問して、そして座ります。答弁が１から１００まであります。また１から１００まで、同じテーマで聞いていきます、同一議案ですよ。これは３回できるんですか、あなたの条例案では。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　そういうやり方もあるかとは思います。そのときそのときのあり方でしょうね。それは議長のほうで取り計らうと思います。その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは議長が大変でしょう。やはりきちんと、今言った同一議案につき同一議員が３回までというんだったら、川上議員が言うようなことは想定外ですとか、議案提出しているんだから責任持った答弁しないといけませんよ。答弁ができないということね、でしょう。それからもう一つ、飯塚市の現状との関係を、ちょっとお互い耳が痛いと思うんだけど、委員会主義ですよ。会派制もとっています。ですから、議案質疑を一問一答がいいからといって、朝から晩までというのはいかがかと思います。委員会で質問することがなくなっても困るし。それで、なんだけど、我々今、道祖議員の問題意識と共通するところがあるんじゃないかと思うけど、必ずしも委員会の質疑が市民に応えた程度まで活発かというと、そうなってないですよ。そう思いませんか。特別委員会でも前は通告制でずっと質問しとったでしょう。ところが、どういう理由だったかよくわかりませんけど、持ち時間制にしたじゃないですか、今は５０分ぐらいの。何人も５０分そのまま使い残している。半分も行かないような状況ですよ。それは、その議員が審査するのに要する時間がそれだけということなんですよ。それをああだこうだと言うつもりはないけど、しかし、質問時間の総量は従前から比べたらもう半分ぐらいになっているわけですよ。それだけ議会全体としての執行部に対するチェック力が落ちていると。この委員会、特別委員会を含めたありさまについて道祖議員はどういう危機感を持っていますか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私は今回、この基本条例を出しておりますけれど、これを出すことによって議会は活性化していくというふうに考えて出させていただいております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　あなたは今の飯塚市議会の委員会主義の状況について危機感がなさそうなんですね。例えば、私は協働環境委員会で白旗山メガソーラーの問題について、所管事務調査を３回提案しました。そうすると、１回目は否決です。できないわけですよ、委員会で。２回目は賛成多数で可決して、できました。３回目はこの間、何日か、否決されたんですよ。所管事務、所管にかかわる事務は、所管でまず審査をして、その上で一般質問という申し合わせがあるのに、協働環境委員会では副議長を先頭に否決してくるんですよ。それから―――

○議長（上野伸五）

　川上直喜議員、議案に対する質疑を簡潔にお願いしていいですか。だから委員会に関する―――

○８番（川上直喜）

　さっき道祖議員から反問がありましたから。

○議長（上野伸五）

　よろしくお願いします。（「議長、議長」と呼ぶ者あり）２番　坂平末雄議員。

○２番（坂平末雄）

　全く関係ない固有名詞を、個人名を出して、私を先頭に委員会であなたの発言を制止しているとか、そんなことありません。委員会はあくまで―――（発言する者あり）ちょっと聞きなさい。委員会であくまでも皆さんの同意を、賛同を得て、あくまでも所管事務調査、これは個人がするんじゃないですよ、委員会として所管事務調査をするんですから。それを皆さん方が、あなたの所管事務調査に対しては賛同しなかったということだから、私が賛同を、そういうふうに誘導しているわけではございません。勘違いだけしないでください。（発言する者あり）

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員、どうぞ。

○８番（川上直喜）

　道祖議員から反問があったから少し説明しているんだけど、さらに言うなら、その否決に一貫して加わったのは賛成者ですよ、佐藤清和議員が―――

○議長（上野伸五）

　川上直喜議員、議案に対する質疑をお願いします。

○８番（川上直喜）

だから道祖議員、これをどう思うかと。あなたが議案質疑が一問一答をやめて３問制にしても、委員会でしっかり議論できるからと言うけど、委員会ではあなたの議案提出を賛成している佐藤清和議員を含めて、所管事務調査でも否決しているじゃないですか。この矛盾をあなたはどう考えるかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。所管事務調査と今回の議案については、今回の議案に何も書かれていませんので、ご質問なさるんだったら、議案になぜ入ってないのか、所管事務調査に関する意見を求めることは、この議案に対することとは違うと思いますので、質問を変えていただいていいですか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ですから、道祖議員に申し上げたかったのは、委員会でしっかり審査をするようになっているので本会議はほどほどにしてくださいということでは、市民に我々議員は責任を負えないんじゃないのかと。特に、少数会派ないし、私１人だから、あなた方から無所属と呼ばれているんだけど、共産党なのに。こうなってくると、本会議が市民から負託された責任を果たす上では大事なんですよ。それを３回までですよとか、今まで何の不都合もなかったし、監視する上で必要だったものをこのようにやるということは、少数会派を、あるいは１人議員を事実上、本会議での質問を封殺することにもなりかねないと思うけど、このことは、この条例の目的とするものとは整合性がとれないと思うけど、道祖議員、どうお考えですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　議会はルールにのっとって行われておりますので、私はルールどおりに従ってやってきておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この自治基本条例の中には書いてないけど、議会の民主的運営という中には、少数会派だとか、１人議員、会派に入ってない議員も大事にするということが、市民に責任を果たすってことでもあるから、議会の活性化、改革とかいうときに、市民とともに少数会派ないし会派を組めない議員の発言を最大保障するという点で工夫が要るだろうと思います。飯塚市議会はこの間、道祖さん、思いませんか。比較的少数会派を尊重して、発言あるいは―――

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。ただいまの発言は議案に対する質疑の範囲外にわたる事項と思われますし、また、質疑に当たっては自己の意見を述べることができないこととされておりますので、会議規則第５１条第２項の規定により、注意をさせていただきます。

○８番（川上直喜）

　答弁してください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　どうも勘違いされているようなんで、どう答えてよいかよくわかんないんですけど、私は、趣旨説明をしたときに、これまで一般質問、質疑における一問一答方式の導入というふうに言っているんです。一般質問と言っておりますけれど、それを曲げて、議案の質疑を質問と言われておりますけど、それは質問者の勘違いではないでしょうかということを、私先ほどから述べさせていただいているんですけれど、これは反問になるんでしょうか。そのように言われると、だから質問の趣旨が違うので、私どうやって答えようかと思って戸惑っております。

○議長（上野伸五）

　ちょっと私からいいですか。恐らく川上議員の質問は、委員会での質疑が熟してない状況にあると思われると。その中で、本会議での質疑の回数を３回に制限するのはいかがなものか、そのことについて道祖議員の認識を求められているのではないかなと思っていますが、川上議員、それでよろしいでしょうか。

○８番（川上直喜）

　近い。

○議長（上野伸五）

　それで、何かつけ加えることがあれば―――。

２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　繰り返しの答弁になりますけれど、金子議員も同じ質問をされておりました。そのとき答えた内容が、全国市議会議長会では標準市議会会議規則というものを設けて、それで、その中で市議会の運営についてご指導いただいておりますし、それと先ほど言いましたように、これも金子議員の質問に答えましたけれど、地方議会研究会というところが出されております議会運営の実際においても、そのように指導はあっておりますので、それに従って提案させていただいているということは答弁させていただきました。なおかつ県内の２８都市でしたっけ、２８都市を調べる限りにおいては、回数制限をやっているところが２２都市あると。それを参考にしながら今度提案させていただきましたと。これまでの議会のあり方と比較をしながら、遜色ないような内容になっておるというふうに私は思って提案させていただいております。よろしいですか。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　まず全国市議会議長会の標準会議規則がというのは、今ネットで見ましたよ。これは、いろんなこと書いているけど、あなたが言うようにあがめ立てるようなものではない。ましてや、指導を受ける関係にあるはずがないでしょう。全国市議会議長会が飯塚市議会議長を指導するんですか。あり得ないでしょう。指導するとかいうけど、中、丸丸丸がいっぱいあるんですよ。飯塚市議会の残念なところは多々ありますよ。その一部は今言ったけど、あるけど、誇りに思ってよいこともあるわけです。それは議員の特別な努力、民主的な改革の努力と、それから市民の議会に対する強力な働きかけが過去何十年とあっているわけですよ。これは新市になっても１３年の間、多々経験したじゃないですか。この市民との緊張関係、信頼関係のもとに我々は監視する権限を委ねられているわけですから、議会がここのところで、何と言うかな、この間築き上げてきた今、一問一答とか、崩しては絶対ならんわけですよ。これを失ったら市政運営をチェックする力を失っていきますよ。そこのところでは本当は道祖さん、一致するんじゃないですか。そこのところは二元代表制で。市政を監視しなきゃならないという点では一致するでしょう。一致するでしょう。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　趣旨説明をしておりますし、前文にも記載されている内容のとおりでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ということは、そこは一致するわけですよ。一問一答をやめて３問制とかいうのは、一致しているんですよ、先ほど、理念と目的は。具体的なときに、私のほうがあなたの言う理念と目的に沿った問題意識を持って提案したり質問したりしているんじゃないでしょうか。あなたのほうが、自分の理念と目的は大事にしながらも、思いとは別の提案になっているというように私は思うんですよ。それは道祖さん、見解の相違とか、市議会議長会の指導だとかいうところに逃げ込まないで、見解違うから議論しているわけですから。あなたはしかも条例案提出者で、言うなら懇切丁寧にわからん議員にも、川上みたいに、でもわかってもらおうと思って、見解の相違とか言わないで、丁寧に説明する責任があるんですよ、議案を提案した立場だから。ちょっとそこのところどう思いますか。一致しているところと一致してないところは、あなたが整合性がとれてないんじゃないかという指摘ですけど、どうですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　提案者としては整合性はとれていると思って出させていただいております。その点ご理解いただきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どうしてこういうことが起こるのかということなんですけどね。市民の意見を提出者と賛成者、市民民主クラブはいつ聞いたのかなという疑問があるんだけど、いつ市民の意見を聞きましたか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　提案の際にも言わせていただいておりますし、質疑の際にも言わせていただいておりますが、これは、基本としておるのは地方自治法でありまして、そして、それで今日まで運営されております議会を見ながら、それを取りまとめて、条例として取りまとめたものだということを再三言わせていただいております。今日まで、ことしも選挙等がありましたし、そういう意味ではおのおの努力してきたということで、そういう考え方でこの提案をさせていただいておりますのでご理解ください。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　わかりました。市民民主クラブとしては、このことについて市民から意見を聞いてないけどもご理解くださいというのを、私に言っているんじゃなくて、今のは市民に言っていることになりますけど大丈夫ですか、そんなこと言って。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今議会があるという事実は、それを信頼されている部分も多々あると思っております。それを取りまとめたということでご理解いただければと思っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほど金子加代議員に対する答弁の中で、議員に対して、私は逐条解説全然もらってないけど、各会派の代表者に対しても、クリアケースに入れていて、意見がなかったので出しましたというような話でしたね。本当にそうなんですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　そういうふうに代表者の方々にはご連絡いたしまして、そういう処置をとらせていただいております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は本来、この理念と目的に沿った自治基本条例をつくることは大事なことだろうと思うんですよ。先ほど言っているような理念と目的、その辺では大枠において道祖議員とは違わないんじゃないかなという気がするけど、中身が違うんですね、これ。だから手法も違う。市民の意見は聞かない。議員の全員に対してというよりは、代表者のレターケースに入れて返事がないからもう出しましたと。別のところで了解を得ているかもしれませんけど、私にはなかった。だから、こうなってくると、選挙のとき争点にもなってないんですよ、これは。だから市民の意見は聞いてない。市民の負託を受けた議員に対しても、この程度しか市民民主クラブは聞いてない。こういう議会にかかわる条例の、資産公開とか政治倫理とか政務活動費に係る条例とか、そういうやつとの関係でも、最高規範性を有するものをこういうありさまでつくっていいと、道祖議員本当に思いますか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　質問者は勘違いしているんではないかと先ほどから思っておりますけれど、私が今回出させていただいているのは、現状の議会を踏まえて整理した形のものを文書、条例化して提出させていただいております。自治基本条例、先ほどから自治基本条例、自治基本条例と言われておりますけれど、自治基本条例と議会基本条例はそもそも違うものでありますので、自治基本条例を頭の中に入れて議会基本条例を議論されているんであれば、そこのところはちょっと観点が違うんではないかと私は思っておるんですけど。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　道祖議員、それは私が自治基本条例と言ったんだったら、それは言葉が間違っていました。頭の中は正常でした。それで、手法の問題を先ほどから言っているんだけど、この条例改正案は本来、議運委員長が提出者となって、各議運のメンバーが全員参加という―――

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員、先ほどから申し上げておりますけれども、質疑に当たっては自己の意見を述べることができないこととされておりますので、会議規則第５１条第３項の規定により、注意させていただきます。

○８番（川上直喜）

　というようなことで出そうと思ったことないですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　改正案と言われましたけれど、私これ初めて出すものでありますので、初めての提出議案であります。また、そこで質問議員さんお間違えですから、考え方がちょっと違うんじゃないかなと思います。私は、先ほどから言っておりますように、ルールにのっとって出させていただいております。それだけはご理解いただきたいと思います。それとともに、市民に市民にと言われておりますけれど、先ほどもこれも答えましたけど、今ある現状を整理して出させていただいておりますので、市民を全く無視しているんではないかとかいうような思いで言われているんだったら、私はそういう思いはありませんということだけ述べさせていただきます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市民だけじゃないですよ。議員も無視している。だから、先ほど賛成者の佐藤清和議員が半田と刈谷に行ったと言って、あなたも成果を共有しているということだったと思うけど、刈谷市議会が議会基本条例づくりをどのような流れの中でやり遂げたかについてはお聞きになりましたか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　述べられておりましたけれど、それはもう既に議案を出させていただいておりました。皆様のお手元に配付させていただいておりましたので、ご理解賜りたいと思います。なお、あなたを無視しているつもりは全然ありませんので、それを一言だけ言わせていただきたいと思います。ルールにのっとってやっておりますと。これは地方自治法１１２条に、地方公共団体の議員は議会の議決すべき事件について議会に議案を提出することができる。定数の１２分の１以上の賛成が必要とされておりますけれど、そのルールに従って提出しております。代表者会議の中でも、きちっと９月の段階から、こういうやつを出していきたいという思いは伝えております。だから、ルールにはのっとってやらせていただいておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ルールに逸脱したという認識はないんですよね。ただ一貫して言っているのは、ルールにのっとっていますと、３人以上いますということで、市民をないがしろにし、議会少数派も無視するというようなことは、３人以上であればということよりもっと大前提としての、議会の民主的運営の根本にかかわることになっているんではないかということを言っているわけです。私が聞いたのはそのことではないんですよ。刈谷の市議会の議会基本条例づくりの流れを聞いたかと。聞いているんだったら、ちょっとここで紹介してください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　先ほども答弁させていただきましたけど、もう刈谷に行ってきた話は聞きましたけど、既に皆様のお手元に案を示しておりましたので、何というか、中身を詳しくどうだこうだということは聞いておりません。報告は受けましたけれど、お話は聞きましたけど、ああそうですかということでした。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市民の税金を使って愛知まで行って、それで報告を聞いたと。ああそうですかということはないでしょう。私が聞いたのは、大事なことなんですよ、議会基本条例づくりの流れを聞いたかと、聞いておればここで披露してくださいということしか言ってないんですよ。そのことに答えないで何か違うことをいろいろ言って、簡潔、簡明な答弁をしてくださいよ。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　刈谷市議会の議会基本条例の制定に至った経過、条例の概要について資料に沿って説明を受けましたけれど、京丹後市議会の条例を参考に制定しておったというふうに聞いております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　だから、そういう言い方しないで、私が聞いたことに答えられないですか。答えられんということやったら答えられないと言えばいいじゃないですか。だから、条例づくりの流れと聞いたんですよ。さっきから言っているじゃないですか。市民の意見をどう聞いたのかとかいうことで。道祖さんともあろうものがわからんかな。市民の意見をどういうふうに聞いて、議会でどういうふうに条例づくりをやってきたかという、佐藤議員から聞いたでしょう。聞いてないの。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今答弁したように、私が聞いているのが、経過と言われておりますから、刈谷市では京丹後市議会の条例を参考に設定しておるというふうに聞いております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは私の意見じゃないですよ。刈谷市議会は、私は行かなかったけど、ネットでも十分わかる範囲であるし、Ｅメールでも回答を求めることができるんだから。税金は１円も使っていませんよ。

　それで、２０１１年の１２月に特別委員会を設置しているでしょう。８人で構成していますよ。そして、２６回、検討特別委員会を開いて、２０１３年の９月定例会で２５日の日に特別委員長の報告を全会一致で可決していますよ。それに先立って、７月１６日から３１日まで素案を市民に提示して意見募集をやっていますよ。それでも私は不足じゃないかというふうに思うぐらいなんだけど、こういう情報は佐藤議員からは伝わってないですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　繰り返しになりますけれど、議運の視察の復命書の話を先ほどしましたけど、それを見ながら、どうであったという報告を受けています。言ったように、刈谷市においては京丹後市議会の条例を参考に制定しているというふうに聞いておりますけどね、刈谷市はね。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると、京丹後のものを刈谷市が参考にしたと。市民民主クラブは、この刈谷市議会の議会基本条例を９割以上を引き写して、そして、住民の請願権にかかわるところは抑え、そして、付託前の本会議議案質疑については一問一答をやめよと。これだったら監視機能は強まるんですかね。道祖議員、そこのところ自分の目の前にある条例をよく見て答弁してくださいよ。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　自分たちで考えて出させていただいております。ほかの都市のものも参考とさせていただいております。それで、ご指摘の点についてはどうしても意見の分かれるところではないかというふうに思います。私どもは、これは、何といいますか、この案でぜひ議会基本条例をつくっていただいて、市民の信頼に応えていきたいという思いで提出させていただいておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　２時５９分　休憩

午後　３時１１分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　条例の質疑をやってきまして、条例の理念と目的のところは、かなり私の問題意識と重なるところもあるんだけど、いかんせん、市民の声を聞いていないために、それが生きてこないという弱点がこの条例案にもあろうと思うんですね。それで、提出者にお尋ねするか、賛成者にお尋ねするかということもあるんですけど、きょう、あと何時間のうちに決着をつけようなどという考え方をやめて、一旦取り下げて、議会に改めてよく相談して、市民の意見も聴けるような形で、例えば特別委員会を設置するだとか、議会運営委員会に付託するような流れを道祖議員か田中武春議員か佐藤議員か、考えませんか、この際。お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　提出者だけしか答弁できませんので。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　取り下げる考えはありません。先ほども言いましたように、地方自治法第１１２条にのっとって提出させていただいておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　１点だけ質問させていただきます。私は、基本的にこの議会基本条例を制定するということに対しては賛同するものでございますけども、ただし、しっかりと時間をとってやるべきじゃなかろうかというふうに考えておりました。しかし先ほど、この本会議場におきまして、委員会付託につきましては省略をされましたので、もうこの場で結論を出さざるを得ない状況になっておるのかなと思っておるわけですけども、１点だけ、となりますと、仮にこの条例が制定された際には、先ほど同僚議員のほうからもありましたけども、同僚議員のほうからの質問に対しまして、道祖議員のほうから、時と場合によってはそぐわないものが出てくることがあれば、しっかりと検証していくというふうな答弁があったかと思いましたが、その部分が９章の検証と見直し、第２１条という部分かと思いますが、この２１条につきまして、まず第１項、「議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証する。」というふうに記されておりますが、この部分について、ちょっと具体性がありませんので、具体的にありましたら答弁をお願いします。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　とりあえず私どもは、現行を踏まえて今回提案させていただいております。しかし、議会はいろいろなことが起きる可能性がありますから、こういう第１項を設けて、それは多くの議員がこの問題点を掲げて、これはちょっとやはり条例に反するものではないか、もしくは条例そのものの内容が違うという、条例そのものを改廃したほうがいいとか、そういうことを担ってくるんだろうと思います。だから、これは最高規範として設けますけれど、しかし、そのときそのときに見直していくというここで何といいますか、一つ開かれた条例という考えで出させていただいているというふうに理解していただければと思っておりますが。

○議長（上野伸五）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　ちょっと角度を変えて聞きますけど、例えば提案者におかれましては、この条例に条文に照らし合わせて、やはり必要とあればしっかりと検証、見直しは行っていくべきだというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　そのとおりです。そのためにこれを条文に入れさせていただいております。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　まず参考にした条例はという点に対し、筑紫野、平田、生駒、草津、刈谷とお答えされたかと思っているんですが、この５市で間違いなかったですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　手元にある資料は、ここに持っているのは筑紫野、半田、刈谷、生駒、草津というふうに言ったと思うんですけど。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　失礼しました。お手持ちの資料等でも結構なので、たぶん私どもが「飯塚市のこどもをみんなで守る条例」を提案したときには、いろんな比較をさせていただきました。当然のことながら、ほかの条例と比較をするんです。同じような作業をされたと思うんですが、比較検討はされたということで間違いないですよね。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　金子議員の質問にも答えましたけど、一応読むのは読みましたと。しかし、つくるに当たっては、地方自治法にのっとって地方議会が運営されておりますので、見ている限りにおいては、ほぼどこのものを見ても大きく逸脱するものではなかったと。だから、こういう形でまとめさせていただいたというふうに答弁させていただいたと思いますけれど。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　それは会派の３人がそのようにして成案をまとめたということでしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　そういうふうにとっていただいて結構です。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　代表者会議のことを言われました。確かに９月の代表者会議では、道祖議員は議会基本条例をつくりたいと思っているという発言はなされました。ただ続けられたのは、なので、勉強会をやりたいと思っているのでよろしくと言われたんではないかと思っているんですが、いかがですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　そのとおりです。９月の段階では代表者会議で勉強会を実施したいという意見を言わせていただきました。経過を言うならば、その後、案を出されるんでしょうという代表者の方がいましたので、案をまとめさせていただいて、１０月２３日、レターボックスの中に案を入れさせていただいて、これについて何か疑問の点なり、至らない点があるならばご指摘くださいと。そして、１２月議会の議運までお待ちしておりましたけれど、代表者の方からはどなたからも、また議員の方からもどなたからも、こうこうこういうふうに改正すべきだ、見たから勉強会いついつしようよとか、そういう話は一切あっておりません。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　勉強会と言われていたのがどうなったんだろうということを思いながら、ある会合のときに道祖議員に聞きましたよね。勉強会と言ったけどどうなったのとお聞きしたら、そのときに道祖議員は、いやもう勉強会をやめて案をつくろうと思っていると、それを配ろうと思っているという発言をなされたと私は記憶しておりますが、間違いありませんか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　だから言っているように、ある代表者の方から勉強会をするにしても案を示さないとだめだというふうに指摘されましたので、案を出すんですねということを指摘されましたので、案を出したわけです。これに沿った形で問題なければこのまま出させていただきたいけれど、何かあれば言ってきてくださいということを１０月２３日の日に言ったんです。それともう一つ、江口議員からいつでしたか、１２月の初めですか、電話があって、異議があると言われました。だから、異議があるなら、異議があるで示してくださいと。というのは、私ども３人の会派で、その時点ではもうこれで行こうということを同意とっていましたから、その後に江口議員から電話であったんです、電話が。それで、ルールは、９日に出すというのが議会のルールです。議運は１２日ですから、１２日までにはどうにかできるかわからないから、遅くとも１２日までには意見を言ってくださいというふうに言いましたけど、江口議員からはそれ以後、電話も何度かあっていますけど、お話は一切これについてはなかったというふうに記憶しております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　勉強会するのと聞いたのがたしか１０月の中旬だったかと思います。その後に確かに案は配付なされました。配付いただいた案を持って、私どもはその後に高知に視察、皆さん方と一緒に、議長会のフォーラムだったか、都市問題会議だったか、どちらか、すみません、議長会がありましたので、そちらのほうに行く道すがら、それを回し読みをさせていただきました。その中でどうだろうねと話をして帰ってきた後で、１２月に入る前に、一旦道祖議員と何らかのきっかけで電話をした際に、私どもはこれはどうかと考えている。改めて議運の日に勉強会をするので、そのときにも話をしますというお返事をさせていただきました。そしてその後、議運の後に、一旦何かの際に連絡をとったときに、私のほうは、これでこのまま議員提出議案で出すんですかという話をしました。そうしたら、もう出すのは決めているんだと。修正してほしいところがあるんだったら、勉強会に応じなくはないので、それだったらそれで申し入れてくれというお話がありました。ただそこに関しては、私どもは修正してどうにかなるレベルかというと、果たしてどうかと思っていましたので申し入れをしなかった。現実としては勉強会の申し入れをしなかったんですが、流れとしてはそういった流れだったかと思いますが、いかがですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　行き違いがあるかもわかりませんけれども、私はあなたと話したときに、こういうことを言った記憶があるんです。今度はどういうことを入れるんですか、考えているんですか。反問権ともう一つ何か、大きく変わるのは反問権を入れることかなというようなことを話した記憶があります。あなたは反問権を入れなくてもいいんじゃないですか、ほかのところは入れてないところもあるようですからというような意見を言われたのは記憶しております。その後、何度かあなたと会っていますけれど、この条例案に対して正式な申し入れはなかった。あったのは最後、あなたも言ったように電話で言われて、そのとき、もうたしか１２月に入っていたんじゃないかと思うんです。議運の日ですかね、１２月。そこで僕ら集まりましたんで、そこで今日まで何もないから、ないから粛々と１２月議会に向けて出すということを決めた後にあなたから電話があったんです。あなたには何度か会っています。会っていますけど、この案に対しての質問とか、正式にこういうことだというようなことは、一切私は内容についての話は、その１回だけしかした記憶がありません。それはあなたの記憶と私の記憶違いかもわかりませんけど、言わせていただければ、私の覚えている限りではそういうことです。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　正式に勉強会の申し込みは、言われたようにしておりません。というのは、先ほど申し上げたように、修正をお願いして、修正が終わるようなものではないと、私どもは判断したからであります。経過については、経過というか、そこの代表者会議どうのこうのに関しては以上としたいと思います。

先ほど幾つかの条例案と比較を考えたと言われました。当然のことながら、比較検討するわけですよね。比較表とか、私ども、飯塚市の子どもをみんなで守る条例をつくったときには、幾つかの条例と比較してこうなっているんですってやつを出させていただきました。そういった資料がありましたらお出しください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　そういう資料はありません。というのは、手元にある資料なりインターネットで見た資料なりを参考にしながら、今ある議会、飯塚の市議会を見ながらまとめたものですから、これで私は十分だと思っております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　名前が挙がったのは、筑紫野、半田、生駒、草津、刈谷であります。この５市について、どうやって選んだのかお聞かせいただけますか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ランダムに選びました。というのは、インターネットで議会基本条例という名称を入れると、各自治体のものが出てきます。その中で抜いたというか、議会事務局に言って、これとこれとここを印刷して、それが現状的に飯塚に合うと思うというような言い方でお願いしたような記憶があります。よろしいですか。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　ランダムに選んでそれを読んだと。３人で読み込みをして案を考えたという理解でいいですか。そのほかに何かやられた作業等はございます。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　質問の趣旨がわからないんですけど、正直言いまして、条例を出していて、この条例がどこが瑕疵があるということが問題なんですか、それともあなたに相談しなかったことが問題なんですか。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　反問になっておりますが、聞いているのは私でございます。答えていただきたいのは、この条例をつくるに当たり、どのような学習がなされたのかお聞きしたいということであります。どのような検討がなされたのかお聞きしたい。今聞いたのは、５市のサンプルを見たよと。おおよそ大きく違わないんで、書いたんだという話でした。それ以外に何かをやったのかと聞いているんです。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　だから、言っていますように、見ながら飯塚市にあった形で抜き書きしたというふうなことでございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　今回の条例をつくるに当たり、参考にした書籍、参加した学習会等がありましたらご紹介ください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

特段ありません。ただ、自治基本条例を勉強するときに、議会基本条例というのはどういうものだというのを勉強しておりましたので、それが下地にありましたので、今回こういう形で提案させていただいております。なお、なぜ議会基本条例を今の時点で提案させていただいているかというと、聞いてないね。まちづくり条例を、今市が策定しようとしておると。そういうことから考えますと、自治基本条例をつくる意気込みがあったならば、議会としても議会基本条例はきちっとつくっていくべきだということで、今回提案させていただいておりますので、ご理解賜りたいと思います。

　○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　すごいですよね。最高規範をつくるのに学習会に参加せず、書籍は読まず、他の自治体の条例を幾つか、何本か読んだだけでつくるわけです。言われたように、全国の市町村の中ではかなりの数がつくられています。同じようなと言われましたが千差万別なんです。全く違う分があるんです。これを最初に制定をしたのはどこだか、議会基本条例を最初に制定した自治体はどこか御存じですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　北海道のニセコの隣の町だったというふうに記憶しております。町の名前は、栗、栗山市というような名前だったと思います。何か、そうだったと記憶しております。

　○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員に申し上げます。会議規則第５１条第３項の規定によって、質疑に当たっては自己の意見を述べることができないこととされておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　栗山町で正しいんです。栗山町の議会基本条例、どのような過程でつくられたのか御存じですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　勉強した気はするんですけど覚えておりません。ただ、議会が今後どうあるべきかということを考えて、規範になるものを制定したというふうに覚えておりますけど。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　では、その栗山町の議会基本条例の特徴はどういったものですか。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員に申し上げます。ただいまの質疑は議案に対する質疑の範囲外にわたる事項と思われます。会議規則第５１条第１項の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないこととなっておりますので、注意をさせていただきます。ほかに質疑があればお願いします。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　自治基本条例を考えるときにそのスタートであるニセコがどうだとか、いろんなところの部分を調べてやるのは当たり前のことであります。当然のことながら議会基本条例においてもそのようになされるべきであると思っていますし、各地の議会で議会基本条例をつくられる際にはそのような検討がなされています。

○議長（上野伸五）

　あなたの意見ですか。

○１２番（江口　徹）

　そう書いてあります。ですが、あなた方はそれはやらなかったということでよろしいんですよね。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　よくわかんないんですけど、質問の趣旨がよくわからないから、答えはちょっと的確かどうかわかりませんけど、再三私が言っているのは、全国にそれだけおっしゃるように栗山町からできて、現在、八百幾らだったっけ、都市があって、先ほどから答弁しておりますけど、その中で制定されてきております。それで、私としましては、先進地のものを参考にすることの何が悪いんでしょうかということです。それは、地方自治法に基づいてきちっと議会は運営されておりますし、今の動きの中で、二元制の話やら出てきておりますし、あなたも一緒になって、この議会改革を以前からやられてきて、タブレットの導入とかインターネット中継とか、そういうことをやってきた。それをきれいに整理して、条例案として提出させていただいたということを、私当初からずっと言っております。だから、あなたが指摘されている、勉強不足と言われたら勉強不足かもわかりませんけれど、中身が瑕疵があるものなのかどうかについては、何も質問を今、私は瑕疵のないものだと思っておりますので、ご理解賜りたいということを再三お願いしているんです。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　では、栗山の議会基本条例の一部を紹介いたします。第２条、議会の活動原則というものを読み上げたいと思います。「議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。」、２項、「議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める栗山町議会会議規則の内容を継続的に見直すものとする。」、３項として、「議長は、別に定める栗山町議会傍聴規則に定める町民の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。」、４項として、「議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努める。」とあります。ここの部分と、提案の部分との違いを教えてください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　これも金子議員の質問に答えましたけど、詳細については、私は覚えておりません。記憶しておりません。だから、比較してくださいと金子さんも言われましたけど、できませんでした。だから、あなたの質問に対してもできません。ただ私どもは、考え方として、目的は、この条例は議会及び議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図るとともに、市民に開かれた市民に信頼される議会をつくることを目的とするというふうにうたわせていただいておりますので、この目的に沿った形で条例を提案させていただいているつもりです。ご理解賜りたいと思います。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　そのような状況で議案を提出するのは、それこそ議会に対して失礼であるとは思いませんか。市民に対して失礼であると思いませんか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　再三申し上げておりますが、現状の議会運営を見て、整理した形で出させていただいております。ということは、私にあなたが言っている、またこれ反問権になるかもわかりませんけど、そういうことで考えるならば、私は提案権に従って出させていただいておりますので、問題ないと思っておりますが。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　議会の運営のルール、特に議会運営委員会の運営のルールは、原則全会一致であると理解をしております。あくまでも原則でありますが、全会一致を旨として運営するのが議会のルールであると私は理解をしております。その点について、道祖議員並びに賛同者はどのように理解されておられますか。

○議長（上野伸五）

　江口議員、議案に対する質疑をそろそろいいですか。だいぶ認めてきましたけども、議案に対しての具体的な質疑はまだ一問もなされてないので、議案提出までの流れというのは、ある程度は私も理解するので質疑をしていただいて結構なんですが。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　議運の運営については、議運のそのときそのときの委員長の執行権といいますか、運営権だというふうに理解しております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　議会事務局にお聞きしたいと思います。今、提案者に対する質疑でしたっけ。じゃあ、それは後にしましょう。わかりました。すみません。

議会運営委員会のルールがなぜ全会一致を旨とするかというと、それは、議会運営を円滑にするため、できるだけきちんと合意を得た上でやっていこうというものであります。当然のことながら、最高規範であるこの議会基本条例をつくるときには、各地の議会でも同様に取り組まれておられます。先ほど刈谷については、川上議員のほうからそれについてご紹介がありました。私も幾つか議会基本条例の制定過程を存じておりますが、どこも同じように、かなりの回数を重ねながらやってきておられると理解しております。そこら辺について、提案者はどのように理解をされておられますか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　再三申し上げておりますが、地方自治法にのっとって議会運営が行われております。そして、全国市議会議長会の標準市議会会議規則、地方議会研究会から出されております議会運営の実際とかそういうものを見まして、今回この現状に沿った形で条例案を提案させていただいております。ご理解賜りたいと思います。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　言われた部分、筑紫野であるとか半田であるとか生駒、草津、刈谷、私も比べてみました。よければ、私のほうとしては比べたものがありますので、資料として提出させていただくなりさせていただきたい。また、ほかにも資料として提出させていただきたいと思います。議長においてお取り計らいください。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　３時４１分　休憩

午後　３時４３分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。

　今は議案に対する質疑でありますので、質疑を続けていただき、その中でお手持ちの比較資料があれば、提出議案と照らし合わせて、ご自分のほうから質疑の中でお話をしていただきたいと思います。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　質疑を深めるためには、資料があったほうがよいというのはわかりきったことではないでしょうか。ですので、それについてお取り計らいをいただきたいとお願いをしたわけでございます。またあわせて、議運の視察に行ったときの資料もあるとお聞きいたしました。その際の資料等も含めて、皆様のお手元に届けた中で審議をさせていただきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　３時４３分　休憩

午後　３時５５分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。会議時間を午後５時まで延長いたします。

１２番　江口議員から申し出がありました資料を提出したいということでございますが、議事進行については、議長においてそれを認めません。ご助言ですが、先ほどの道祖議員とのやりとりではありませんけども、事前に書類をお持ちであれば、各議員に配付していただければと思っております。また資料要求がございましたが、本会議において資料要求を認めてはおりませんので、それについても却下をしておきます。議案についての質疑をお願いいたします。ほかに質疑はございませんか。（「動議」と呼ぶ者あり）８番　川上直喜議員。

○議長（上野伸五）

　動議ですか。ごめんなさい。８番　川上直喜議員の動議に賛成者はいらっしゃいますか。ご起立をお願いいたします。

　（　起　立　）

賛成者がおりませんので、動議については―――（発言する者あり）賛成者が定数を満たしておりませんので、動議は否決いたします。（「動議」と呼ぶ声あり）１２番　江口　徹議員の動議に賛成の議員はご起立を願います。

　（　起　立　）

１２番　江口　徹議員から議事進行に対する動議が議長に対して提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。動議の提出者に内容の説明を求めます。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　先ほど発言していましたように、質疑を深めるためには資料は必要不可欠であります。よって資料を配付していただけるよう、求めるものであります。資料については、私のほうですぐにでも用意ができますので、お諮りください。

○議長（上野伸五）

　説明が終わりましたので、ただいま１２番　江口　徹議員から出されました本動議について採決いたします。本動議のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

　（　起　立　）

賛成少数。よって、議事進行に関する動議は否決されました。ほかに質疑はございませんか。１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　先ほど江口議員が言われたとおり、この条例については勉強会があるものと私も思っておりました。先ほど提案者のほうで、勉強会はもう開催しないということですので、質問を幾つかさせてください。先進地の条例の大半を先ほど抜き書きしたとおっしゃいましたので、内容を何点か確認させてもらいます。まず第１２条、条例案の第１２条第２項、ここの中に「自由討議を行う機会を設けることができる。」となっておりますが、提案者はこの自由討議、どんなイメージで行うように考えておられるのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今回反問権を入れさせていただいておりますが、委員会においても、議案については執行部に対しての質疑だけであります。それに対して反問権が出てくるんだろうと思いますけれど、この条例が通れば。ですけれど、一つの議案に対していろいろな、議員は意見がありますので、執行部に対しての質問ではなくて、議員同士で、やはり一つの案件に対しての考え方を整理する意味では、自由討議はあってしかるべきだと思っております。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　常任委員会または議運、特別委員会においてでしょう。ですから、この３つの委員会において、議案等の審査を行うに当たりでしょう。必要に応じて、委員同士ですから、議員同士ですね。議員同士で自由討議をできるということですので、ちょっとイメージがわかないんですけど、議案は１００％といって執行部側から出てきますよね、市長提出議案。それに対して、議員間、委員間で自由討議をやるというのは、通常の常任委員会の中でどういうスタイルでやるんですか。イメージ的には一回暫時休憩して別室でやるというお考えでしょうか。その点ちょっとイメージが湧きませんので教えてください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私は、委員会が開催中に委員会室で行えばいいと思っております。例えば、今は委員会の席が、考え方ですよ、委員会の席が、何と言うんですか、こういうふうな学校方式というんですか、こういう並べ方をしておりますけど、例えば議員が円形に座って、顔が見える形ですればいいとか、いろいろな方法が考えられると思いますけれど、執行部にだけ質問するんではなくて、やっぱり議員同士でその案件について深く掘り下げて考えるということはいいんじゃないかなと思っているんですけど、懇談会と言われましたけど、懇談会よりも委員会の中できちっと議事録、自由討議の中で自分の意見をきちっと述べていく。それが議事録として残っていきますから、それは、議員は自分の意見に対して責任持たなくちゃいけないから、そういう意味では自由討議というのは必要なことではないかと思っておりますけど。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　委員会を例に挙げますと、委員長がいますよね。議事進行は委員長が行いますね。自由討議に入ると、提案された議案に対して質疑をします。執行部が答えます。それに対して委員も答えていいんですか。なおかつ今度は賛成討論、反対討論言います、委員会の中で。それに対して、自分の意見と違う場合はおかしいじゃないかということを、要は反問権をつけてやるということですか。なおかつ、委員会の運営自体をもう変えろということなんでしょうか。お答えください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今の委員会のあり方を見ていたらわかると思いますけど、執行部に質問して、執行部が答弁する。Ａという議員がそういう形で、Ｂという形があって、そして採決に入ります。賛否、最終的には討論をして賛否。だけど、議員同士でその議案に対していろいろな意見を、考え方を表明して賛同をもらえるような討議というのはあってしかるべきじゃないかなと思うんです。もちろんそこには各委員会の委員長さんが議事の進行を図っていく。これはどんな会議でもどなたかが進行役を務めなくちゃいけないから、私がイメージしているのはそういうことです。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　ちょっと答弁漏れなんですけどね。やり方はわかりましたよ、席を丸くするとか。ですから、議員もしくは委員同士で自由に討議をする。反問権もつけていいのかということも尋ねておりますので、その点はいかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　自由討議に反問権とかそういうことはありません。自分の意見を言うんですから、討議ですから。反問権というのは執行部に対してです。議案提出者に対して反問権ということを言っているわけです。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　自由討議ですから、それも委員同士でしょう。議員同士で自由討議になると反問権あるないは別にしても、そういう事態に陥るじゃないですか。自由討議するなと言っているんじゃないですよ。どういうイメージで考えられているのか。反問とみなされる部分は、委員長が制止するという考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　その自由討議の詳細については今後詰めなくてはいけないという部分は私も思います。例えば今さっき言ったように、私が考えるのは机の配置がどうだこうだと細かいことも言いましたけれど、そういうことを、今度は何というんですか、この条例の細則で決めていけばよろしいかなというふうに思っております。そのときに、あり方はどうあるべきかというのは、皆さんの意見を聞いてやれば大丈夫だと思っておりますけどね。もちろん議案に対しての質疑、討論がありますから、その前に自由討議というか、そういう形をされたほうがいいんではないかと思っております。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　ちょっと答弁がずれましたけど、委員会の中でもいいんじゃないかと。事前に、委員会が開かれる前にやるのもいいんじゃないかという意味でしょうか。もう一度お答えください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　委員会で一つの議案に対して質疑があります。質疑があって、討論があって、採決に入るわけです、今。だから質疑の前に、一つの議案について、一応議員さん同士で自由に討議して、これについては、議員として議案に対する内容を深める、深く理解するとかそういう形をやったほうが、より議案に対しての質疑が深まるんではないかと。だから議員同士の自由討議をやったらどうかということで書いているんです。それのほうがより議案に対する理解を深めて、そしてその賛否についてもきちっとした考えが示されて、そして、それが市民の生活に貢献するというふうに私は思っております。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　今の後半部分は、私もそれがいいと思いますよ。ただ、イメージできないと言ったのは、質問しますよ、執行部が、関係者が回答します。逆に横におる委員に、あなたどう思うかと、委員同士の自由討論でしょう。今俺が言ったのどう思うと、こんなやり方をやるんですか。委員同士の相互間の自由討議ですから。そこがイメージできないから、もう少し詳しく教えていただきますか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　討議というのは、その問題について結論を出すために互いに意見を出して是非を検討しあうことというふうな定義があるようです。言っていますように、あくまでも議事進行は委員長がそこにいるんですから、横同士でどうだこうだというのは、議長の指名によって進行していくものだと思っておりますけれど、そのやり方についてはまた細則で決めていくべきだと思っております。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　自由討議の定義はそのとおりですよ。ですから聞いているんですね。横同士じゃなくてもいい。丸にすれば対面でもいいですけどね。そういう委員同士で討議しあっていいということをおっしゃっているんでしょうけども、この文言、条例文言第２項だけでは非常にイメージがつかめません。次に行きます。次、第１３条の第２項、先ほども質問がありました。「請願に係る紹介議員の意見を聴くよう努める。」と。これは努めるということは、努めなくてもいいのかと解釈することもできますので、第１３条には、適切な運営に努めなければならないとなっていますね。ここ同様に、同じ第１３条の第１項、第２項ですから、紹介議員の意見を聴くよう努めなければならないというような文言に変える気はありますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　できればこのままご理解賜りたいというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　このままの状態で、この条文でご理解ということは、変えないということで再確認しますがよろしいですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　そのとおりです。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　今度は第１６条をお願いします。第１６条の第２項、議会の図書室、これは「誰もがこれを利用できる。」という条文になっておりますが、「誰もが」は、どの範囲を「誰もが」というように考えておられますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　議会図書室の充実を図り、市民を初めとして一般の方が議員及び議長の許可を得て活用できることとしたいというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　このとおり、ここ解釈の中に書いてありますね。市民を初めとした一般のと。これは条例の条文の中に明確に入れられる気はありませんか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　このままで、逐条解説もしておりますので、このままでご理解賜りたいと思っております。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　ということは、確認しますが条文の変更はなしと。あくまでも解説で見てくださいということでよろしいですね。再度答弁を求めます。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　そのとおりです。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　第２１条をお願いします。検証の見直しね。これは、「この条例の目的が達成されているかどうかを検証する。」とありますね。検証する方法をどのようなイメージでおられますか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　議会は必要に応じてというふうに書いておりますが、当然議員がということになってくるかと思います。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　それは議員なんですよ、議会ですから。議員もしくは議会、運営上もしくは進行上、この条例の目的が達成されていないというのは誰が判断するんでしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　それは市民の代表である選挙で選ばれた議員が表明すればよろしいんではないかと思っておりますが。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　各議員が、目的が達せられていないと思ったときに意見を述べるということでしょうね。検証すると、先ほどの質問を答えられていませんが、検証するというのはどういう方法で、どの時期で、どんな段階で検証をどのようにするか、ちょっとイメージがあれば教えてください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ケースバイケースだと思いますけれど、全員で考えなくちゃいけない場面も出てくるでしょう。委員会だけで考える場面も出てくるでしょう。そういうことだと思っております。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之委員。

○１３番（小幡俊之）

　ちょっと理解できません。具体的に事例もしくは考えがあったら、もう一度、再度答弁をお願いします。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ここに書いておりますことは、今度条例を提案していて、それに目的は書いております。その目的に逸脱するようなこととか、そういうことを言っているんであって、イメージ、イメージと言われておりますけど、今の議会で今の運営は、現在進行形でそのままでよろしいんじゃないかと思っております。ですから、答弁としては、もしそういうことが起きる、必要に応じてというのはそういうことがあったときですから、それを判断するのは、それを誰かが発議、議員が発議して、そして、議長が取りまとめて判断をしていくんだろうと私は思っております。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　今の答弁でいきますと、みんなで検証すると。検証の方法、ルールはまだ決まってないですよね。決めているんでしょうか。お答えください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私としては決めていません。決めた内容で提案しておりません。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　解説でも何でもいいんですけども、検証の方法なんかも検討なさったがいいんじゃないかなと思いますが、続けて質問します。第１０条、この第１０条の第２項です。先ほども質問があっておりました。「本会議における委員会に付託される議案の質疑に際しては、同一議員につき、同一議題について、３回を超えることができない。」と、ここの第１０条２項の分ですが、委員会に付託される議案でしょう。議案の質疑に際して、同じ議員が、同一の議員、同一議題について、ここは議題になっているんですよ。同一議員が今付託されるであろう同一議案について３回を超えるんでしょう。同一議題について、議案と議題のなぜ違うのかを説明願います。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　どう答えたらいいんでしょうね。議案の質疑に際して、同一議員につき、同一議題について、これは議案に対してですから、その提案されている議案に対してですから、だから、変わらないとご理解いただければいいかと思います。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　意味合いはわかるんですよ。議題について、議案と議題の言葉の定義は微妙に違うんですよ。そういった点で、なぜこの議案をわざわざ同一議題について３回となっているのか、もうちょっと、同じに考えていいということですが、どうして同じに考えられるのか、定義上説明願います。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　４時１８分　休憩

午後　４時１８分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　議案として執行部から提案されて、それを諮るときは議題という形で今諮っていると思います。そういう進行の仕方をやっているから、そのとおり実際に行われている内容で整理したということなんですけど。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　議案と議題、議案が提出されますね。解釈違うかも知りませんけど、議案一つを答える、これで行けば議案を３回以上超えて質問してはいけないと解するのか。議題を３つ以上超えて質問してはいけないと解するのかどちらなんでしょう。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ここに書いている同一議題については同一議題です。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　私の意見は言いませんので、教えてください。今言ったように３つの議案を尋ねていいのか、３つの議題だけしか尋ねられないのか、もう一度お願いします。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　それは、３つの議題は議題です。３つについて同一議題で、３つの議案に対して同一議題について３回というふうに考えておりますけど。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　ちょっと簡単な例で、一つ議案が出てきますね。この議案の中には問題点がいっぱいあるとしますね。わかります。議案一つに問題点が３つあったら、その３つを尋ねたらもう終わりなんでしょうか。一つの議案に対していろんな、議題に対して質問して、それを１つとカウントするのか。じゃあ次の議案に対して、また同じように聞いていいのか、その点はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　おっしゃるとおり、聞いていいです。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　おっしゃるとおり聞いていい。もう一度提案者の言葉で教えていただけませんでしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　本会議での質疑は基本的なこと、大まかなことについて疑義を述べるものであり、というふうに地方議会研究会の議会運営の実際で示されております。そういう意味で考えますと、１つの議案に対して３回、１人の議員ができるということです。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　私が聞きたいのは、議案の中の議題ですよ。わかりますでしょうか。議案の中に３つの議題があったとしたら、その３つ聞いたら終わりなのか、３つ聞こうと４つ聞こうと１つの議案としてカウントするのか、その点を教えてくださいということです。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　だから、議題と書いていますから議題です。議題について。議案の中で３つ議題があったら、議題に対して３回できるということです。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　４時２３分　休憩

午後　４時２７分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　今の第１０条の第２項、同一議題について３回を超えることができないと。ちょっとわからないんでお尋ねします。きょうの事例として、議案第１４５号がありました。これ一つの例ですね。これは市議会議員の議員報酬と費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例という一つの議案が提出されて、どこかに付託されるとしますね。これを私が聞きたいと、この１４５号について。なぜこの条例を一部改正するのですか。この議案に対して１つ議題を聞きます。なおかつ、議員報酬をどのように変えるんですか。費用弁償はどのようになるんですかと、１つの議案に対して３つ聞きましたよね。じゃあもう４つ目は聞けないという解釈になるんでしょうか。それを教えてください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　解説の中では、議長が認めればそれにこだわらないというふうな、たしか解釈があるんです。それはあります。けれど、基本的には３回なり何回か決めていて、案件によっては議長に許可権があると。議長の裁量権があるんです、それは。だから一応基本として３回というふうになっている。ただ言っていますように、今まで、私が理解しているのは、今言っているのは標準市議会会議規則なんですけどね。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りではないという条文があるんで、指導がありますから、それは議長が質疑をどういうふうに捉えて議事進行するかによってくると思います。だから基本は、私は３回だと思っています。３回で、例えば質問の仕方だと思うんです。言っていますように、概略の質問をするというときに、一つずつ区切ってやるのが概略なのか、やっぱり質問の仕方だと思います。ご理解いただければと思います。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　議長の議事進行とか整理権は認めますよ。回数を決めることは、４回じゃだめなのかと。それは議長の判断だと。議長を目の前にして、議長に言うわけじゃない。一般論の議長としては、条例の上位なのかというような懸念があるわけですね。あくまでも条例に従って、議長も進める。ですから、条例というのは大変重いと私は考えておりますね。それで、今言いましたように議案と同一議題が非常に解釈によって違う。もちろん道祖議員とも私とも違う。ほかの議員もいろんな考え方がある。明確でない条例をつくると、これ非常に混乱する。なぜここで３回なのか。この趣旨は長々と聞くのをとめるためなんですか。何が目的で３回と決められたか、わかりましたら教えてください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　何度か同じ質問があっておりますけれど、先ほど言いましたように、全国市議会議長会の標準市議会会議規則というのがあって、その中にそういうことが記載されておるというふうに勉強したところでございます。それと、地方議会研究会から議会運営の実際という中で、質問と質疑についてのあり方というのが出ておりますので、それを参考にさせていただいた。なおかつ３回については、福岡県下の２８市の中に２２市、質疑回数制限が行われておりますので、そのまた２０市の中で３回という制限回数が定められておりますので、これを参考にいたしました。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　条項の文言等は、要はここでいけば議案と議題については明確にする必要はないというお考えでよろしいですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　議案という形で提案されますけど、議案の内容によっては、議長のほうで一括議題として取り扱うときがあります。そのときは一括議題という、一括議案じゃなくて一括議題というふうに取り扱うというふうに理解しておりますので、そういう取り扱いだとご理解いただければと思います。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　ちょっと条項、条例から外れますが、あと３つほど質問します。先ほども同僚議員が聞いていましたが、この後、最終的には採決に行くんでしょうけども、市民の意見を聴く場はもう設けないという考えでよろしいですかね。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　これも再三答弁させていただいておりますが、今回提出させていただいています条例は、現行の議会に沿った形でやっておりますので、それを整理したものです。だから、そういうふうに理解していただけないでしょうか。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　明確に言われなかったんだけど、表現的にはもう市民の意見を聴く気はないと私は解釈しますね。市民の代表から選ばれた議員なんだけど、市民の声は聞かないでいいということでしょう。あと２点、今回これを取り下げて、もう一度勉強会やろうかという気にはなっておられませんか。（傍聴席で発言する者あり）

○議長（上野伸五）

　傍聴人に申し上げます。静粛にお願いいたします。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　再三申し述べておりますが、私はこれについて９月議会から取り組んできて、いろいろな形でお願いしたいきさつがあります。そして、ルールに逸脱したという考えは持っておりませんので、このままどうぞ成立させていただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　ということですから、取り下げて勉強会はもうする気はないということでしょう。

最後に、採決になりますね。我々の議会人としての基本的な条例をつくるんですね。２８人でつくろうとしているんですよ。申しわけないが、今提案者、賛同議員で出されたのに対して、まだまだちょっと、勉強会開いてくれないんで、質問とかいろいろしたいんだけどする機会がこのままなくなるでしょう。提案者としては、最後に、２８人みんなの条例を全会一致で通したいですよね。全会一致で私は通すべきだと。こんだけ検討して、みんなでそれこそ自由討議やって、いろいろもんでもんでこんなのつくりましたよと。もちろん市民にも公開し、意見をいただいて、それは後ほど仮に改定してもいいじゃないですか。そういうやり方をしていただきたいということで、うちの代表にも勉強会をやろうよと言っておりましたが、万が一、これが多数決になりましたと、多数決で。それでも通ればいいという考えでしょうか。その点、お聞かせください。

○２７番（道祖　満）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　あくまでも議案として出させていただいておりますので、そこのところに対しては各議員が個々人に考えていただけるものだと理解しております。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　これは答えなくても構いません、うわさですので。この本会議の中でいろいろ、何でこの条例が今ごろ出てきたんだ、どうするんだと。我々は視察先、会派でもこの条例については３、４回勉強会を開きました。その中で、なぜ道祖議員が今回この、私から言わせれば急いで出すのかという中に、共産党議員の意見を封じたいということを聞いたんですね。これは事実かどうか。事実であれば、もしくは事実でないのであればお答え願いたいんですけど。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　議案の内容を見ていただいてご理解賜りたいと思います。私は信頼のできる市議会を構築するために議会基本条例を出させていただいております。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　できたら質問に答えていただきたかった。そういう政党の意見を封じる気はさらさらないならない、あるならある。できたら答えてください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　あくまでもこの条例が制定されますと、議員全員に平等に運営されるというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　答えは求めませんので、終わらせていただきます。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほど道祖議員、１０条の２項について、つまり、議案の付託前の議案質疑、１０条の２、議案を委員会に付託する前の本会議での議案質疑について、一問一答をやめて、同一議員につき同一議題、３回までということなんだけど、先ほどからずっとほかの議員の質問に対する答弁で、何度となくこのようにおっしゃったんですよ。現行の飯塚市議会の運営の内容を条文化したと。というところもあるし、若干変わってるところもあるんです。それからもう一つは、全国議長会のつくった標準会議規則によって指導を受けてるんだっていう、驚くようなことを言われたんですね。一方では現行どおりですと言いながら、一方では全国市議会議長会の標準規則の指導を受けていると。どこで受けてるかっていうと、ここなんですよ、やっぱり。ほかのところは今までどおりっていう感じですよ。しかし中心は、一問一答制をやめて、本来、道祖議員そのものが認めた一問一答制ですよ、大事という。これをやめて３回制にするというのは、全国議長会の飯塚市議会議長に対する指導だということを言ってるに等しいわけですね。あり得ないことを言ってるわけ。あり得ないことを言って、今言った３問制に押しとどめようとしているわけですよ。従来どおりでなぜ悪いのか。ほかは従来どおりと言ってるのに、ここだけ指導を受ける立場にないのに指導を受けたと言って、３問制に持ち込もうとする意図、小幡議員が少し突っ込んで言われましたけど、そこのところをお聞きしたいんです。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　先ほども同じような質問をされておりましたが、私は、議案に対して質問が一答一問式と言われておりますけれど、そういうことじゃなくて、私が指導を、ずっと議員として受けてきたのは、議案に対しては簡潔に質疑をすること。そして、あと審査要望を、委員会に付託されますので、委員会で審査要望をする。これが基本だというふうに考えておりますので、そこを、ただ回数をほかの都市、地方自治体の例を見て、そこを明記したということであります。それと質問と質疑というのは違うんだというふうに言われております。地方議会研究会の議会運営の実際では、質問と質疑の違いというのが明記されておりますので、その点ご理解していただきたいと思います。議案に対しては質疑であります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　道祖議員がかねてから会派内で勉強会をして、こういうことを考えたいといろいろ思ってたと思うんだけど、やっぱり９月定例会の議案質疑で、関の山鉱業権の売却問題について、私は率直に言って１時間半ぐらい質問しましたよね。事の重大性を鑑みて、議長が采配を振るっていただいたと思います。この中で新しい事実が次々にわかって、委員会で審査するのにも、これは手前みそかもしれませんけど、もしかしたら貢献できたのではないかなとも思うわけですよ。そういった点について、かなり嫌な思いがあったのかもしれませんけど、そういうことがその根底にあるわけではないでしょうね、まさか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　そういうことはありません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私手元に、道祖議員が全国議長会標準会議規則の指導を受けたと言いましたので、私は指導を受けるわけじゃないんだけど、ちょっと今からこの一問一答制あるいは３問一括質疑ということについて、識者が見解を述べているところがあるので聞いていただけますか。これは、最新会議規則・委員会条例・傍聴規則逐条解説、中島さんっていう方が書いている方で、自治省出身ですよ。ぎょうせい社です。平成２年１０月２５日、確かに本市の議会運営にあたり、参考にすることがあるものですよ。この中でこんなふうに書いてますね。聞いてくださいね、佐藤さんも、田中さんも。「一問一答制と一括（総括）質疑制の場合一長一短がある。規則には立派に『同一議題について何回』と規定していながら、運営は、一問一答制のところも割合多い。一問一答制の場合は会議の時間が長引くが、質疑と答弁の正確度が高められ、このような一問一答制は無通告制の発言に多い例である。一括（総括）質疑制は質疑事項を数点まとめて１回とし、これに対してまとめて答弁する。更に納得できない点について再質疑することであって会議の進行時間が早いが、質疑、答弁がともに粗雑になり、形式的で、原稿を読んで質疑、原稿による答弁となって朗読会となり、セレモニーといわれ、批判される。だから、現実には一問一答制がとられる理由がある。」というふうに書いてますけど、どういう感想ですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　委員会は、私は持ってるものと同じかどうか知りませんけれど、質疑の方法としては、議題となった事件に関する疑義を全部述べ、これに対する答弁を得た後、さらに疑義があれば質疑する方法、全部質疑全部答弁方式と、一つの疑義を解明していく方法、一問一答方式があります。先ほど言った１の方法は、基本的な事項について質疑をする場合に向いており、２は詳細な審査を行う場合によい方法です。このため、本会議では全部質疑全部答弁方式という方法、そして一答一問方式というのは、委員会での質疑に用いられておりますというふうな解説があります。質問者は、質問されたときに委員会の資料を読まれて言われておりますけれど、同じことを言われて、本会議での質疑と勘違いしておるんではないかと思うんですけど。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　残念でした。本会議のこと。それで、質問しないといけないね。だから、道祖議員は先ほど言ったような意味合いで、全体は現行どおりを条文化したものですと言いながら、議員の重要な発言、過去におもしろくないこともあったのかもしれませんけど、そうしたものを質問抑制をさせるときには議長会の指導だとか言う。これはダブルスタンダードっていうんですよ。日本語で言うと、二枚舌というんですよ。だから、こういうようなダブルスタンダードの入った法律を、条例は法律ですからね、こういう法律を我々がつくってはならない。スタンダードは一つでないといかんですよ。しかも、これは市民にも拘束性を持つわけですから、さまざまなそのほかの条例を通じてでも。だから、ダブルスタンダードの条例は、もう我々絶対につくってならんと思うんだけど、市民民主クラブは、その名前のとおりであれば、理念が、市民民主クラブというんだったら、これは本当に、今ならまだ間に合うんだから、撤回したらどうかと思います。ちょっと３人で相談して、考えてもらえませんか、真面目に。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　議長に取り計らいをお願いいたします。二枚舌というふうに、私は侮辱されたというふうにとりますけれど、地方自治法の中で、私が記憶してる限り、議員に対する侮辱の発言は許されることにはなってないと思うんです。意見は意見ですけれど、私そういうふうに、私は今侮辱されたんだと思うんです、二枚舌だと。私は私の考えを言ってるだけであって、それはとり方の問題であるのに、私、舌は２枚持っていませんので、私は、ちょっとそれは私に対する侮辱だと思いますけど。議長、取り計らいをお願いします。議事録、地方自治法を確認してください。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは、見解の相違と道祖さんが言うけど、そういうもんですよ。私はこの条例の中にダブルスタンダードがあり、これは日本語で言えば二枚舌だという言い方したんですよ。だから、この間からずーっと、道祖議員が一般質問で不用意な発言したときも指摘したことあるじゃないですか。それは人格は傷つけていない、一貫して。きょうだってそうですよ。これは、条例の中にダブルスタンダードがあるのはダメだと言ってるわけです。これ日本語で言えば、今言った表現になる。そこのところをちょっと、切り返すのはいいけど、受けとめてもらいたい。この条例の中には、このダブルスタンダード、言ってる意味わかるでしょう。だから―――

○議長（上野伸五）

　川上議員、川上議員、よろしいですか。本会議を午後６時まで延長いたします。暫時休憩いたします。

午後　４時５１分　休憩

午後　５時４８分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。会議時間を午後１０時まで延長いたします。

８番　川上直喜議員、先ほどの道祖議員への発言で二枚舌という単語がありましたが、これについて何か補足することがあればお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私がダブルスタンダード、日本語で言うと二枚舌ということなんですよというくだりと、道祖議員から指摘を受けた後に、これ条例について述べたんだというふうに言いましたけど、最初の発言の部分が、意図とは別に道祖議員が侮辱されたと受けとめられかねない発言になっていたと思います。ダブルスタンダードは矛盾ということなんですけど、二枚舌という訳をすると、矛盾という言葉の意味のほかに、日本語では「うそ」という言葉の意味合いも入ってきますので、大変申しわけありませんでした。そういうことで、発言を撤回させていただきたいと思います。取り計らいをお願いします。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖満議員、今、川上直喜議員から発言の取り消しを求めるご意見と謝罪の言葉がございましたが、道祖　満議員、何かご意見があればお願いします。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　地方自治法にのっとって運営をお願いしたいと思います。１３２条に、「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」というふうになっております。これから考えますと、私は、地方自治法第１３４条にのっとった処置をとりたいというふうに思います。それとともに、１３５条２項に該当すると思いますので、この処分を出させていただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　５時５１分　休憩

午後　７時１７分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。「議員提出議案第１０号」について、ほかに質疑はありませんか。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　第５条に「議会の活動原則」とあります。その中で、第５条第３項、「議会は、市民に開かれた議会を目指して、情報を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい議会運営を行う。」とありますが、そこで言う開かれた議会とはどういうことを指しているのか、お聞かせいただけますか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　現行もそうですけれど、傍聴をする、インターネット中継をする、そういうことで、現状やっている内容をこういう形で整理させていただいております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　この議会基本条例のスタートとなった栗山町議会では、次のように定めております。第４条第５項、「議会は、町民、町民団体、ＮＰＯ等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。」そういった形で市民の参加、開かれた議会の一つとしてやっているのが、栗山であります。同じように、栗山の中では、議会報告会という規定を設けています。年に一遍議会報告会を開いて、町民からの意見をいただく、ないし、自分たちがやっていることお伝えをする。それも開かれた議会というふうな形でやっておられます。そして、東京財団の提唱する議会基本条例の３原則、それには議会報告会、それと請願、陳情者の意見陳述、そして議員間の自由討議があります。今で言う開かれた議会でいうと、議会報告会と請願、陳情者の意見陳述がありますが、そのあたりについては、提案議員としてはどのようにお考えですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　先ほども言いましたように、現行のものを、現在運用しているものを整理してきておりますので、そういう点でご理解いただければと思っております。

それで広報についてですけれど、広報については各議員が各自でやっておる姿を知っておりますので、議員独自で議会報告等を行っておりますので、一応現状を維持するという形でこういう条例案にさせていただきました。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　議会基本条例の３つの必須要件というふうな形で議会報告会が言われるのは、議員一人一人が活動するのではなく、議員としての活動ではなく、議会としての活動が求められる。だからこそであります。そういった点を考えると、この中に入っていないのは残念であると思っています。現行のルールを書いたんだと言われました。請願の方の意見陳述、今申しましたように、東京財団の必須３条件の中では、請願、陳情の代表者の意見陳述を議会として保障するということが書かれております。対して、今回の提案されている条例は請願のみ、それも請願の紹介議員の考えを聞くように努めるというふうな形でとどまっており、現行のルールからも下がっている、後退している。条例の限りでは、聴くように努める、あ、ごめんなさい、「議会は、委員会において、請願に係る紹介議員の意見を聴くよう努める。」でありますので、努めればよいということは、質疑にあったように、聞かなくてもよい。努力規定にとどまっています。取り扱いの中で、現実にやっているようにやってはどうかというふうな形で道祖議員はお話をされましたが、条例の解釈でいうと、この条例の書き方では努めたんだけれど、やらなかったよということができる条例になっていると判断しますが、条例の判断としてはそうお考えになられませんか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　考えておりません。再三言っておりますけど、現行を基本として考えておりますので、現行の運営で行くという形で考えて、こういうふうな文書でさせていただいたと。（傍聴席で発言する者あり）

○議長（上野伸五）

　傍聴者に申し上げます。お静かにお願いいたします。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　この部分に関しては、請願の代表者であったりとか、陳情の代表者であったりする方々の意見を聞くことについては考えなかったという理解でよろしいですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　現行聞いておりますので、現行のとおりだということで、こういう形にさせていただいております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　第１０条の第３項、反問権のところでございますが、田中博文議員の質問にもありましたが、論点、争点を明確にするためとありますが、条例上ではそのような制限はありません。条例を文面で読む限りでは、例えば、争点を明らかにするためではなく、いや、私どもはこう思うんだよというような反問ができる形であると理解しますが、提案議員はどのようにお考えですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　解説の中に書いておりますけど、第２項で議員は論点、争点を明確にして質問及び質疑を行うとともに、委員会中心主義をとっている本市議会において、委員会付託事件について、本会議では重要点、または概要の質疑を行うことを定めておるというふうに書いておりますように、やはり質疑の際に争点がはっきりしないとだめだと思っておりますので、それでこういう形で条例をつくらせていただいております。解説の中の３にも、それと同じこと、同じような意味合いで書かせていただいているというつもりなんですけど。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　逐条解説はあくまでも解説であります。法規範、法律として規範性を持つのはあくまで条文のみです。そう考えると、現状の第１０条の第３項では、論点、争点を明確にするためだけに限られるものではないと考えますが、改めてお聞きいたしますが、提案議員はどのように判断なされますか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ここに書いていますように、会議において誰にもわかりやすい論点を整理し、合理的かつ明確な質問及び質疑を行うものとするということで、第２項に入れております。でありますから、市長は会議において、議員の質問及び質疑に対して、議長または委員長の許可を得て反問することができる。要は、やっぱり質疑を見ていますと、質疑が食い違っていくときがありますので、そういうときには執行部も何を尋ねられているのか、質疑されているのか、答えに窮するときがありますので、こういう形にさせていただいて、スムーズな議案審議が行われるようにとの思いでここに記載させていただいております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　私がお聞きしているのは、法規範性を持つのはあくまでも条文、条例そのものであり、この逐条解説は法規範性は持たない。そう考えるべきではないかと思っております。その点について、道祖議員はどうお考えですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　だから何度も言いますように、論点整理のためには必要であるという考え方で、ここにこういう形で緊張感の保持ということで、反問権というものを入れさせていただいております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。もう同じ質問になっているので、質問を変えてもらっていいですか。見解の違いだと思います。

○１２番（江口　徹）

　わかりやすく。先ほど市場の討論の際に、川上議員の発言に対し、市長がそこ違うんだよというお話がちらっとありました。そのときに、ちらっと副市長のほうからやったかな。反論権があったらねというお話があったかと思っています。このような案件だった場合、論点、争点を明確にするためではなく、主張に対して反論するために反論権は使えると考えています。この条文は、「市長等は、会議において、議員の質問及び質疑に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。」これが条文であります。この条文の中では、議長、委員長の許可があれば反論、論点、争点を明確にするためではなくその反論ができると考えるべきではないかと思いますが、いかがですか。あわせて逐条解説が法規範性を持つ理由を教えてください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　条例の説明のために解説をつけておるんで、その点はご理解いただきたいと思います。再々言いますけれど、議案に対する、何というか、ものの考え方に対して行き違いがあるときがあります、議場で見ていますと。だからそれは、議会なり委員会なりにおいてそれは許可をいただいて、議事進行の議長なり委員長に許可をいただいて、どういうことか確かめるということは必要だと思うんですよね。そしてやっぱり論点を整理して、お互いが執行部の議案に対して深くこう勉強できるというか、理解できるというか、そういう場面も必要ではないかと。もちろん、ちょっと長くなりますけど、私自身としてはここに反問権を入れることによって、当然議員もここに書いておりますように緊張感を持つと思うんです。というのは、やはり勉強しておかないと質問ができないという内容になりますので、ただわからないから聞くというんじゃなくて、ある程度やっぱり議案に対して事前に勉強なりして、お尋ねするような形になると私は理解しているんです。だから、こういうものを入れておくほうが議会が緊張感を持ってやっていく。議員が勉強していく。それはこれから必要になってくるんではないかというふうに思っておりますので、こういう形で入れております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　道祖議員が言われるように、論点、争点を明確にするために反問ができる。この第１０条の第３項からはそれは読み取れます。ただそれだけではなく、さらに反論等ができると読み取れるんです。ところが今、道祖議員の話では、そこはないんだよと。あくまでもこの逐条解説だけなんだよというお話なんですが、そういうことになると、この逐条解説が法規範性を持たなくてはなりません。その根拠をお示しください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　繰り返しになりますけれども、条例の中に反問権を入れていて、あくまでもその反問権のあり方というのは、そこの議長なり委員長が許可しない限りできないんですから、それが執行部が反問権を使って質問するときに、それが議会運営上好ましくないときは、それは委員長なり議長が議事の進行を行うものだと思っています。だから条例がここで定めておりますので、条例のほうが当然優先だというふうには私は思いますけれど、ただそれの解説が下に書いているということですから、法規範性があるのかと言われたら、解説にはないけれど、私の思いというか、考え方をここに併記しておるというふうにご理解いただければ結構かと思います。

○議長（上野伸五）

１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　法規範性はないけれどこう考えるんだということですね。了解いたしました。ただ、論点、争点がずれているから、それを確認することが大切だと。それはそのとおりだと思うんです。ただ現実には、委員会審議の中でも、それについては暫時休憩し、すみません、これどういうことですかとかいう確認があっているかと思います。今の運営の仕方ではだめだということでしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　だから、それが本当にいいことなのかどうかということを言っているんです。私は、この反問権というのは、議員はやっぱり勉強をより一層しとかなくちゃいけないというふうに私は思っていますので、質問する以上はその下地というか、そういうものも必要になってくるんじゃないかと思っているんですよ。だからこういうふうに、反問権というのは議員にとっては大変なんですよ、議員にとっては。だってお前勉強してないのかというようなことを逆に突きつけられることになります。そういうことにならんがために、私はやっぱり議員はそれなりの反問権があることによって、緊張感を持つということが大切だと思って、こういう形で提案させていただいております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

となると、解説の中では、論点、争点を明確にするためだけにここを書いたんだけれど、今のお話はまさに反論、反問というか反論の部分ですね、反論の部分もあり得ると。その緊張感を持ってやることが必要だと。ただ、議長、委員長がそうではない運営をしていただけるだろうというふうな考え方でここを書かれているという理解でよろしいですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　そうとっていただいて結構です。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　今の反問のところでちょっとお聞きしますね。理解できてないので、質問させてください。その前に第３条、定義がありますね。この会議、会議の定義。会議は、「本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会をいう。」ということで、会議はちゃんと定義されていますね。これを踏まえて今の第１０条の第３項、反問のところです。市長等、市長等も先ほども定義されていました、市長等は会議においてですから、先ほど言った会議においてと書かれております。反問することができる。今、江口議員と道祖議員のやりとり聞いていましたけども、一つの事例として、議員が質問します。執行部側がその質問の趣旨、意味がよくわからないときに、こういったことを聞かれているんでしょうか。これも反問ですよね。これは委員長、議長の許可を得て聞くことは今でもできます。今、道祖議員の説明の中では、反問、要は尋ねたときに、尋ねた人にこちらからまた逆に尋ね返すこと、問い返すことができる。これも反問なんですよ。質問者に対して問い返すことができる権利が反問権ですよね。ですから、この反問が今、お二人の話を聞いていますと、どこまでを反問と定義づけているのかわかりかねるんですよ。今言ったように、質問に対して向こうの考えを、自分の思いと違ったら、逆にあなたはそう思うけど私はこう思うんだよと。これも反問です。これまでやっていいとは条文にはなってないんですね。条文はあくまでも議員の質問及び質疑に対してでしょう。「市長等は、会議において、議員の質問及び質疑に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。」のでしょう。ですから、今言った反問の範疇というか、定義をはっきりと第２条の中に入れるべきではないかと思うんですけど、道祖議員、どのようにお考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　定義の中に入れておりませんけれど、私はここ第１０条の第３項に、あくまでも議会の運営、委員会の運営は、「議長又は委員長の許可を得て反問することができる。」ということにしておりますので、再三言いますけど、議事運営の責任者である議長なり委員長というのは、反問権を使いたいといったときに、市長なり執行部が手を上げたときに、それはどういうものなのか確認されて、お受けする、お受けしないというようなことを判断することができるから、私はそういうやり方でよろしいんじゃないかということで、質問議員と違う観点でこれを出させていただいておりますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　すみません。もし通ればこのまま行ってしまうので、それで質問させてください。第１０条のところですが、第１０条の第２項が大変長いので、例えば書き直すというか、文が３行になっているんで、実はこれ場面が２つあるというふうに関係していると思うんですよ。議員は、ここ主語ですよね。一番初めに、会議においてと言っていますよね。会議においてというのが一番初めの先ほど言われていた第３条のところですかね、定義されていますが、その後、誰にもわかりやすいように論点を整理し、合理的かつ明確に質問及び質疑を行うものとする、ですよね。その後に、今度は本会議においてはというふうになると思うんですよ。具体的に、一般的な会議においてはという話と、本会議においてはということで、ここは話が別だと思うので、ここを２つに分けるというような考えはあるか教えてください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　考えがあるかといったら、ありません。というのは、もう何度も質問されておりますけど、質疑は案件に対して行うものですということで再三言わせていただいておりますけど、そういうふうに、私が勉強した地方議会研究会の議会運営の実際ではそういうふうになっております。そういうことを読みますと、勉強しますと、これ条例案文で妥当だというふうに理解、私は思っておりますので。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　先ほど現行のルールや現状のこの議員の中で考えましたと言われましたが、私はやはり市民に伝えることが何より必要です。というのは、条例というのは、この４年間だけのものでなくて、ずっと続くものだと思います。すると４年後に新しい議員も生まれるはずです。それを踏まえて今の４年間を過ごす必要もあると思いますので、市民にこの議会基本条例を知らせるつもりはあるかどうか、提案するつもりがあるかどうか教えてください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　これは条例として提案させていただいておりますので、可決すれば条例として市民の皆さんに広く知らせることができると思いますし、基本的には、再三言っておりますけど、現状行われている議会運営のことを基本にして提案させていただいておりますので、確かにいろいろと法規範性とかいろいろなご指摘の点はありますけれども、現状に合わせた形で書かせていただいています。それで、知らせるつもりはあるのかと言ったら、当然知らせますし、知らせる内容でありますし、なぜ再三言っているかというと、現行のものを整理してまとめたつもりなんですよ。今行われている飯塚市議会の基本的なところをまとめたつもりであります。だから、ほかのところの議会基本条例等足らないんじゃないかと言われると、指摘の点はあるかもわかりませんけれど、考え方としてはそういう形で、いったん案を整理して出させていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　やはり議会は、私は今とても知らされてないと思うんですよね。どんなことが行われているのかというのをやっぱり発信して、確かにインターネット等で現状がわかる人もいます。しかし、こんなことを行っているよということをやっぱり伝えていく必要がありますし、提案されている第６条の第４項に、「議員は、市民の意思を把握し、市長等が行う政策及び事業に対して、適切な判断、助言及び政策提言に努める。」というふうに、「市民の意思を把握し」と書かれてあることに対して、私はこの議会基本条例、大変大切なものだと思います。これを市民が今何を考えてあるかということを聴く必要があると思いますが、その方法等について教えてください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　個人個人の議員活動の中で、いろいろと市民の声を聴くような努力をされておるんだろうと僕は思っています。私はそういう考え方で議員活動をやっておりますので。（傍聴席で発言する者あり）

○議長（上野伸五）

　傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。なお、議長の注意に従われないときは、申しわけありませんが、地方自治法第１３０条第１項の規定により退場を命じなければならないので、念のため申し上げておきます。

議員の皆様にも申し上げておきます。質疑に関しては、会議規則第５１条第１項の規定によって、発言は全て簡明にするものとされております。また同条第３項の規定によって、質疑に当たっては自己の意見を述べることができないことと規定されておりますので、このことをご理解の上、質疑を行っていただきますようによろしくお願い申し上げます。７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　私は道祖議員ではなくて、議会としてどうかというふうに質問しております。いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　金子議員、ごめんなさい。どの条文に対してなのか言ってもらえますか。７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　先ほどの答えに対して、第６条の第４項、「議員は」と書いていますが、この議員というのは、私は道祖議員がどうのではなくて、ここにいる現在の議員、またこれから議員になるだろうという人たちに対してどういうような行動をされるべきと思われているか教えてください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　だからここに第６条として議員の活動原則を記載しておるんです。だからここに、第４項に「議員は、市民の意思を把握し、市長等が行う政策及び事業に対して、適切な判断、助言及び政策提言に努める。」と。ここ第６条は、議員の活動原則をうたっておるんであります。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　第１１条、市長等による政策等の形成過程の説明及び資料の要求とございます。こちらには、「議会は、市長等が提案する政策等に対し、必要に応じて、その形成過程の説明及び審査に必要な資料の提出を求めることができる。」とあります。これはまさに道祖議員が言われる現状のルールをそのまま条文化したものであるという理解でよろしいですか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　そのとおりです。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　さまざまな議会基本条例を見られたので、お目にされているかと思いますが、同様な部分があるかと思って紹介させていただきます。栗山町議会の基本条例の中では、第６条で、町長による政策等の形成過程の説明として、「町長は、議会に計画、政策、施策、事業等を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。」として、政策等の発生元、検討した他の政策案等の内容、他の自治体の類似する政策との比較検討、総合計画における根拠または位置づけ、関係ある法令及び条例等、政策等の実施にかかわる財源措置、将来にわたる政策等のコスト計算、この７点について説明するように求めて努力義務をつけております。さらに第２項では、「議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。」とあり、第７条では、予算、決算における政策説明資料の作成として、「町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。」として、求めるものを提出するという今の現行のルールではなく、今の飯塚市のルールではなく、基本的にこれこれこういったものについては出していただくように求めるというふうな議会基本条例がございます。こういった点を御存じであると思いますが、その点について採用せず、現行のルールを採用した理由をお聞かせください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　市長等が政策を考える、立案する、そして議案として提出する。そのときには恐らく検討した資料というのは、執行部のほうはお持ちだと思います。だからそれについては、当然資料要求することができるわけですから、それと今言われたのが、栗山町がそういうふうなことを書いているならば、書いているものについて、そういうものが必要であると、審議に必要であると議員が思えば、それを要求することはこれで可能だと思っているんです。それで、ご指摘のように現行のとおり書いておりますけど、それで審議をしていく中で、いろいろな資料要求の内容は出てくると思いますので、それを拒むことはできないと思っておりますので、より具体的に書く必要もないのではないかというふうに思っています。これは議会基本条例ですから、そういう考え方で書かせていただいております。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は、道祖　満議員が提出者、田中武春議員並びに佐藤清和議員が賛成者となった今回の「議員提出議案第１０号　飯塚市議会基本条例」については、第１に、その内容において、その理念と目的に矛盾する幾つかの重大な規定が盛り込まれていること、第２に、議員提出に至る過程における市民不在と議会軽視があることから、この市民民主クラブ提出の今回の議会基本条例案には賛成しかねますので、反対の立場から討論を行います。

　まず内容についてであります。議会基本条例案の前文には、市民の負託に応えとあり、第１章　目的には、市民に開かれた、市民に信頼される議会を目指すことを決意とあります。この理念と目的には大切なものが含まれていることは認めるものであります。

ポイントの１は、請願者の意見を聞くのかということについてです。今回条例案第１３条、委員会の適切な運営の第２項には、「議会は、委員会において、請願に係る紹介議員の意見を聴くよう努める。」とあります。私たちの日本国憲法は第１６条で請願権を保障し、何人とも損害の救済、公務員の罷免、法律、命令または規則の制定、廃止または改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けないとあります。地方自治法は第６章、第７節、第１２４条で、紹介議員について、普通地方公共団体の議会に請願しようとするものは、議員の紹介により請願書を提出しなければならないとしています。第１２５条はその効力について、普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会もしくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会または監査委員その他法律に基づく委員会または委員において措置することが適当と認めるものは、これらのものにこれを送付し、かつその請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができるとしています。住民にとって大変重要な規定であります。１２月議会の初日、関の山の鉱業権と市有地の売却関連議案が賛成少数で否決となりましたが、この判断に大きな役割を果たしたのは、地元の山倉自治会長と入水自治会長の議会に対する売却反対を訴える請願だったと言えます。この請願の紹介議員は、経済建設委員会で鉱業権と土地の権利の関係を、許可権を持つ九州経済産業局の見解を示して意見を述べました。本市においては、過去に紹介議員が希望して発言を認められなかった例はありません。こうした中で、紹介議員の意見について聞くように努める。努めるというのではいかにもトーンダウンであります。旧飯塚市議会では、陳情については、非公式の場ではありましたが、委員が全員参加で陳情者から直接意見を聞き、公式の議会の場で採決する積極面がありました。こうして考えると、条例案の理念や目的に照らして大きな矛盾があることを指摘せざるを得ないのであります。なお、賛成者の佐藤清和議員は、議会運営委員会の視察において刈谷市議会の議会基本条例の調査に参加しており、市民民主クラブとしてもその成果を共有しているはずであります。この刈谷市議会基本条例と市民民主クラブの条例案はうり二つの部分が多く、双方とも第１３条となっている委員会の適切な運営の第１項は全く同一文章です。ところが第２項は全く違います。刈谷市議会基本条例第１３条第２項はどうなっているのか。「議会は、委員会において請願提出者の意見を聞くよう努める。」「請願者の意見を」としています。紹介議員の意見はどうするのかという疑問は残りますが、ここで重要なことは憲法の保障された請願を行う市民から議会が直接意見を聞くことを規定しているところが注目されます。この刈谷市議会基本条例のこの規定を市民民主クラブが学んで採用しなかったと思われるのであります。ここに一つの大きな矛盾を指摘せざるを得ません。１２月６日可決の鉱業権と市有地の売却に反対する請願を、議長が先に示した第１２５条に基づいて市長にいまだに送付していないのはどういう判断なのか。こうした点は本来市民民主クラブを含めた議会全体で取り組むべき議会改革の課題ではないでしょうか。

ポイントの２は、市長と緊張ある関係、前文にあります。第５条、議会の活動原則、「議会は、市民を代表する議決機関であることを深く認識し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長その他の執行機関の市政運営の監視を行う。」は、どう築かれるかということであります。本会議における付託前の議案質疑において、一問一答方式をどうするのかということであります。今回条例案は、これをやめて３問制にすると提案しているわけであります。第１０条、緊張感の保持等、第２項において、「議員は、会議において、誰にも分かりやすいように論点を整理し、合理的かつ明確に質問及び質疑を行うものとし、」とした上で、「本会議における委員会に付託される議案の質疑に際しては、同一議員につき、同一議題について、３回を超えることができない。」としています。３回を超えることができないと書いているわけです。これは刈谷市議会基本条例にはないことを書いている数少ない例であります。この議案質疑は、飯塚市議会は発足以来一貫して一問一答方式で行い、監視機関として議案をチェックする上で大変重要な役割を果たしてまいりました。最近では私自身も関の山の鉱業権と市有地の売却関連議案の質疑で、その効果を実感したところであります。これを市民民主クラブが３問制を提案するというのは不可解なところがあります。３問制と比べて、一問一答方式は緊張感の保持等ということにとどまらず、議会の監視機能を発揮する上では、はるかに効果のあるものであることは明らかであります。一方で、議会の監視機能の充実をうたい、一方でこの一問一答方式を廃止するのは、条例案の中のもう一つの大きな矛盾です。

ポイントの３は市民不在、議会軽視の議案提出のあり方と提出された条例案の理念と目的、特に「市民の意思の的確な反映を図り」との矛盾の深刻さです。市民民主クラブも調査したはずの刈谷市議会基本条例はどのように練り上げられたか。その重要な点は、インターネットやメールのやりとりでもかなりなところまで把握できる時代であります。刈谷市議会は、２０１１年１２月定例会で、刈谷市議会基本条例検討特別委員会を設置、以来、特別委員会を２６回開催し、２年後の７月に素案を市民に示して意見を募集し、それを踏まえて２０１３年９月定例会で全会一致で可決しています。その中心点は３つ、第１は反問権、第２は議員間討議、そして第３が請願者意見陳述の機会を確保する点であります。日本国憲法にのっとり、地方自治法を踏まえた市民の共感が得られる議会運営の民主的改革のためには、私は、第１に議員全員参加の特別委員会をつくり、市民との討論を通じて素案をつくり、市民の意見を求めた上で議会が全会一致で可決できる立派なものをつくるべきだと考えます。そのときには当然ながら、政務活動費の抜本的改革、資産公開制度と政治倫理基準が貫かれた政治倫理条例の制定があわせて展望されることになります。こういう議会改革こそ市民と議会が協働して進めるべきであり、今回のような内容とやり方は、たとえ議会で多数になったとしても、決して市民の共感は得られず、議会の監視機関としての機能は一層衰えてしまいかねません。以上で私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　飯塚市議会基本条例、この「議員提出議案第１０号」に対して、私は反対の立場で討論させていただきます。

まず私は、この議会基本条例が刈谷市の議会基本条例をほぼ９０％ベースにしたものだというところが大変ひっかかります。この議会基本条例というのは、私たち議員のベースになるものだと思います。それをほかのところから持ってきて、それを振りかざすのは、大変市民にとっては誠実なものとは言えません。市民に信頼されるものだと私は考えません。飯塚市の最高規範性をするものであるなら、刈谷市などほかのものを全て比較検討がわかりやすいものとして検討されるべきだと思っております。道祖議員は言われましたが、確かに多くの自治体がつくっております。約６５％以上の自治体が今持ってあります。確かに似ているところもあります。でもそれは日本国憲法があり、地方自治法があるからこそ似かよっているものだと思うんです。じゃあ、なぜ条例なのか。それは飯塚市だからこそのものに、私はしなくちゃいけないんだと思うんです。飯塚市が好きだから、飯塚市に対しての思いがあるからこその条例であってほしい。私もたくさんのものを見てきましたが、環境の問題とか中小企業の基本条例とかには必ず前文で現在の飯塚市のものが載ってあります。残念ながら、この議会基本条例には全く載っていない。これが飯塚市の市民の方に誠実なものなのか、信頼できるものなのかというところを私は考えていきたいなと思っております。条例は、何より同じところではなく、違いを大切にするのが私は条例だと思います。また基本条例の中でも、語尾が整合性がとれていません。市民という言葉も不十分、また委員会とか市長など整合性がとれてない言葉がありました。また飯塚市におけるさまざまな条例の中でも整合性がとれてないと感じます。また第１０条の中で、「本会議における委員会に付託される議案の質疑に際しては、同一議員につき、同一議題について、３回を超えることはできない。」ということも、私はやはり、私たちの質問する力を制限するものだと思います。それはとても賛成できません。私は、この議会基本条例は必要なものだと考えますが、何より早急過ぎる。もっと私たち自身、議員が納得して、市民にも納得してもらって、それからつくっても十分間に合うようなものではないかと考えて、今回の「議員提出議案第１０号」は反対の立場をとらせていただきます。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　今回の提案に対し、反対の立場から討論をさせていただきます。

今回の提案の多くは、現在のルールをまとめたものだというようなお話でした。であるならば、条例化は不要かもしれません。対して、これからの議会を形づくるために、現状の洗い直しを含め、しっかり議論をすべきだと考えています。今回の条例提案に際し、複数の議会基本条例を読んだものの、何ら書籍を読んだり、勉強会に参加したりしたことはないと提案者は申されており、実際に提案された条例には検討不足の点が多くあると思われます。また審議に際し、参考にした他の自治体議会の条例との比較表を初めとする資料も適切に提供されていません。よって、今回の条例については否決すべきと考えるところでありますが、ただ、この議会基本条例を考えようとしたことに関しては大賛成であり、この条例を検討し、提案までこぎつけた努力については敬意を表したいと思います。最後にせっかくの道祖議員を含め、佐藤議員、田中武春議員の思いを生かせるよう、改めて飯塚市議会として、視察に行った議会運営委員会もしくはどこかでこの条例について検討を始めるべきと述べ、反対討論といたします。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１０号　飯塚市議会基本条例」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

　（　起　立　）

賛成少数。よって、本案は否決されました。暫時休憩いたします。

午後　８時１１分　休憩

午後　８時１１分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。

　お諮りいたします。この際、日程の順序を変更し、「日程第３　報告事項の説明、質疑」を先に審議いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よってこの際、日程の順序を変更し、「日程第３　報告事項の説明、質疑」を先に審議することに決定いたしました。

「報告第３２号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。穂波支所経済建設課長。

○穂波支所経済建設課長（土師正信）

「報告第３２号」の専決処分についてご報告いたします。

この件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の７３ページをお願いいたします。事故の概要につきましてご説明いたします。令和元年８月４日、日曜日、午後９時ごろ、枝国地内におきまして、相手方車両が横田方面から若菜方面に走行中、市道上にできた長さ５０センチメートル掛ける幅３０センチメートル掛ける深さ１０センチメートルのポットホールにはまり、左側前後のタイヤホイールを破損させたものです。

本件事故につきましては、市の過失割合を４０％とし、市が相手方に修理費用として損害賠償金２３万９５２７円を支払うことで、令和元年１１月１８日に示談が成立しております。

今後は管内の巡回、情報収集を強化し、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ですが、専決処分の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第３３号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。環境整備課長。

○環境整備課長（井上成道）

追加議案書の３０ページをお願いいたします。「報告第３３号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」について報告いたします。

この報告は、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告をするものです。

本件事故は、令和元年９月２４日、火曜日、午前１１時５０分ごろ、環境整備課職員が、芳雄橋を立岩方面に走行し、信号停止をしていたところ、前の車が動き出したため職員も発進させたが、車間距離が近くなっている事に気づくのがおくれ、相手方車両左後方に追突し、相手方の車両を損傷させたものです。

なお、市側、相手方ともに、人身傷害はございませんでした。

また、この事故による和解につきましては、市側１００％の過失割合とし、損傷した相手方車両の修繕料７万７７６４円及び代車費用１６万２８６４円を相手方に支払うものです。

今回の事故につきましては、当該職員の前方不注意が事故の大きな要因であることから、今後このような事故が起こらないように、運転中は常に運転に集中し、安全運転に努めるよう当該職員並びに他の職員に指導を行いました。今後も引き続き、安全運転への注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午後　８時１７分　休憩

午後　８時３１分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。

ただいま２７番　道祖　満議員ほか４名から、会議規則第１５４条第１項の規定により、「川上直喜議員に対する懲罰動議」が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の議員はご起立願います。

　（　起　立　）

全会一致。よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

「川上直喜議員に対する懲罰動議」を議題といたします。動議の趣旨説明を求めます。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　川上直喜議員に対する懲罰動議。「議員提出議案第１０号　飯塚市議会基本条例」の質疑の際に、二枚舌という発言をされ、侮辱を受けたため、地方自治法第１３２条の規定に基づき、当該議員の懲罰を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　次に、川上直喜議員から、本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があっております。これを許可することにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、川上直喜議員の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。川上直喜議員の入場を許します。

　（　川上直喜議員　入場　）

○８番（川上直喜）

　川上直喜です。飯塚市議会基本条例案について、提出者の道祖　満議員に対する質疑の中で、「これ、ダブルスタンダードというんですよ。」という発言に続いて、「日本語で言うと二枚舌ということなんですよ。」と発言しました。これについて、道祖　満議員より、私に対する侮辱だと思いますとの指摘を受けました。ダブルスタンダードには矛盾という意味がありますが、日本語の二枚舌には、それに加えて「うそ」という意味もあります。これは侮辱と受け取られかねないものであり、発言のこの部分を撤回し、道祖　満議員に陳謝いたします。以上で弁明を終わります。

○議長（上野伸五）

　川上直喜議員の退場を求めます。

　（　川上直喜議員　退場　）

本件について、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。お諮りいたします。懲罰の動議については、会議規則第１５５条の規定により委員会付託を省略することができないことになっております。よって、本件については、懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件については、懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

午後　８時３４分　休憩

午後　９時４５分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。会議時間を午後１１時まで延長いたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました懲罰特別委員会の名称は、「川上直喜議員に対する懲罰特別委員会」とし、委員定数は９人といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま設置されました懲罰特別委員会の名称は、「川上直喜議員に対する懲罰特別委員会」とし、委員定数は９人とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、３番　光根正宣議員、４番　奥山亮一議員、７番　金子加代議員、１１番　田中武春議員、１３番　小幡俊之議員、２０番　鯉川信二議員、２２番　松延隆俊議員、２３番　瀬戸　光議員、２８番　秀村長利議員、以上９名を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました９名の方々を川上直喜議員に対する懲罰特別委員会委員に選任することに決定いたしました。暫時休憩いたしますので、正副委員長の互選をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午後　９時４７分　休憩

午後　９時５６分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。

　正副委員長が決定いたしましたので、発表いたします。委員長、２２番　松延隆俊議員、副委員長、２８番　秀村長利議員であります。

お諮りいたします。川上直喜議員に対する懲罰特別委員会に付託いたしました「川上直喜議員に対する懲罰について」は、閉会中の継続審査とし、付託期間は審査終了までといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、川上議員に対する懲罰特別委員会に付託いたしました「川上直喜議員に対する懲罰について」は、閉会中の継続審査とし、付託期間は審査終了までとすることに決定いたしました。

「議員提出議案第１１号」から「議員提出議案第１３号」までの３件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

　「議員提出議案第１１号」、「議員提出議案第１２号」及び「議員提出議案第１３号」、以上３件について提案理由の説明をいたします。本案３件は、いずれも意見書案であり配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「あおり運転に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣及び国家公安委員長宛てに、「令和元年台風第１９号からの復旧復興に向けた対策を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、復興大臣及び国家公安委員会委員長宛てに、「女性の差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣及び内閣府特命担当大臣（男女共同参画）宛てにそれぞれ提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案３件は、会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１１号　あおり運転に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書の提出」、「議員提出議案第１２号　令和元年台風１９号等からの復旧復興に向けた対策を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第１３号　女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出」、以上３件について、いずれも原案どおり可決することにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも原案可決されました。

署名議員を指名いたします。６番　兼本芳雄議員、２４番　平山　悟議員、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、令和元年第５回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後１０時０１分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　上　野　伸　五

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　土　居　幸　則

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　金　子　加　代

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　守　光　博　正

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　井　桁　政　則

議会事務局次長　　村　上　　　光

議事総務係長　　太　田　智　広

書記　　安　藤　　　良

議事調査係長　　岩　熊　一　昌

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　西　　　大　輔

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　久　世　賢　治

行政経営部長　　藤　中　道　男

都市施設整備推進室長　　山　本　雅　之

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　諸　藤　幸　充

福祉部長　　實　藤　和　也

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　久　原　美　保

企業局長　　原　田　一　隆

公営競技事業所長　　浅　川　亮　一

福祉部次長　　石　松　美　久

都市建設部次長　　中　村　洋　一

環境整備課長　　井　上　成　道

穂波支所経済建設課長　　土　師　正　信